

天保九（一八三八）年 幕府巡見使に付き添った福岡藩家老の記録

森 弘子
宮 崎 克 則

【解題】

福岡藩（五二万石）の筆頭家老である三奈木黒田家の記録（『三奈木黒田家文書』）は、九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門にある。その中の【1】『御巡見使御付廻相勤候節覚日記』（二五二六号）、【2】『天保九戊戌年 御巡見使御帰路御付廻り相勤候節日記』（二二四七号）を紹介する。タイトルにあるように、幕府巡見使に付き添ったときの記録である。書いた人物は、天保九（一八三八）一月に三奈木黒田家九代の黒田清定（源左衛門、美作、播磨）の嗣子となった二〇歳の溥整（三左衛門、播磨、一葦）である。黒田溥整はまだ家老になっていないが、二年後には父清定の死去により、三奈木黒田家の当主となり、筆頭家老となる。家老家の〈若様〉が、初めて巡見使に付き添う大きな仕事をしたときの記録である。

三奈木黒田家はもともと加藤を本姓とした。藩主黒田氏に仕え、黒田姓を名乗ることを許され、福岡藩では下座

郡を中心に一万二〇〇〇石（後に加増されて一万六〇〇〇石余）の知行地を与えられた。下座郡の三奈木村（福岡県甘木市三奈木）に館を構えていたので、三奈木黒田と称される。福岡藩の家老は、江戸時代の中期以降、中老の資格の家二〇ほどの内から就任することになっていたが、三奈木黒田家のみは家督を継ぐと同時に家老の上座に就任した。また福岡城内にあった三奈木黒田家の屋敷には、藩主が参勤交代のために江戸へ出発するとき、必ずその屋敷を訪れることになっていた。²⁾

【図1】は文化九（一八二二）年「福岡城下町・博多・近隣古図」である。九大図書館がネットに公開している。三奈木黒田家が作成したものであり、藩主黒田氏の先祖の地にちなんで名付けられた福岡と、中世期に日本有数の貿易港として繁栄した博多を描いている。これには、福岡・博多の歴史や文化に関する豊富な書き込みがあり、侍屋敷には居住者の名前、さらに一部には石高や家紋まで書かれている。³⁾城内の本丸・二の丸などは空白となっているが、城内にある家老たちの屋敷は描かれている。福岡城の出入り口「上ノ御橋」の所に「黒田美作」（黒田清定）とある。ここが三奈木黒田家の屋敷である。三奈木黒田家一〇代の当主となる溥整は、天保九年八月八日、巡見使に付き添うためにこの屋敷を出発し、八月二十九日に帰宅した。これに関することを記したのが【1】【2】の日記二冊である。大まかに区別すると、【1】が公的な日記、【2】が私的なものとなっている。特に【2】には、従者に「青ひき（青カエル）」を食わせたこと、若松の宿所の奥さんがとても「しゃうもん」だったなどがある。今日も博多弁で美人のことを（「じょうもん」さんという。この地の方言も使う（若様）は何に興味があったのか、【2】を見るとよく分かる。

巡見使は、概ね將軍の代替わりを契機に、旗本三人一組で全国を八ブロックに分けて派遣された。最後の派遣と

【図1】 文化9(1812)年「福岡城下町・博多・近隣古図」



〔拡大図〕

〔注〕九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門蔵

なった天保九（一八三八）年は、一代将軍の徳川家斉→二代家重への交代を契機とする。九州を担当した旗本の名前は、

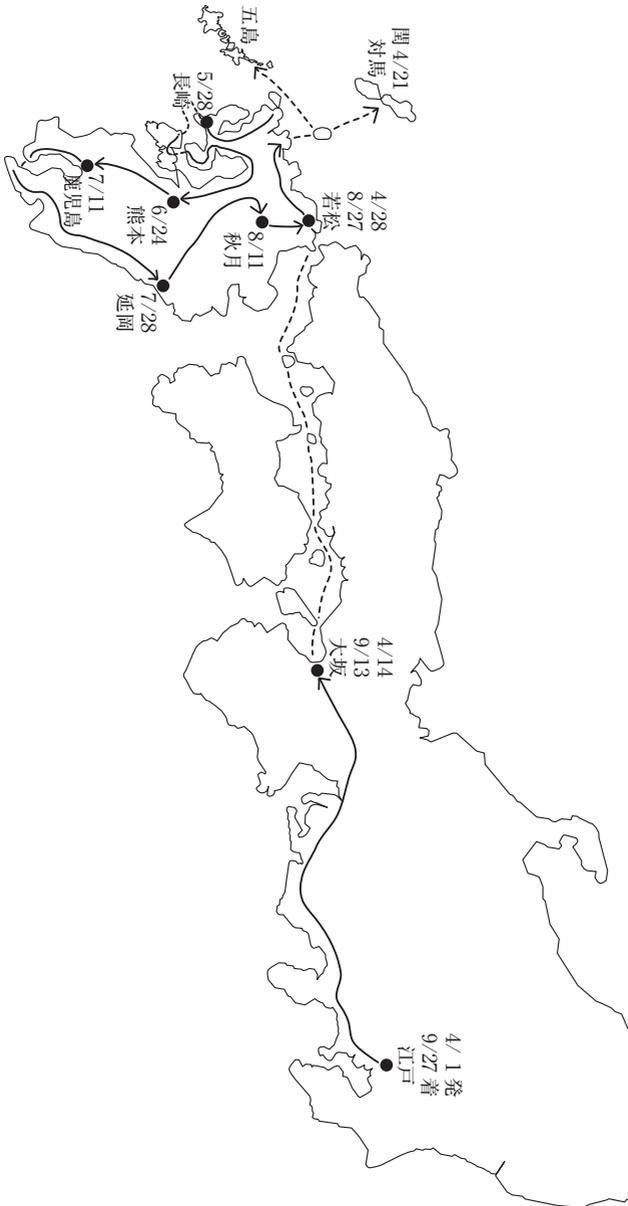
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 正使 | 曾我又左衛門 | 使番 | 二〇〇〇石 |
| 副使 | 大久保勘三郎 | 小姓組 | 一二〇〇石 |
| 目付 | 近藤勘七郎 | 書院番 | 一四〇〇石 |

であり、彼らは大名の領地とともに、長崎など主要な幕府領も視察した。総勢は、それぞれの従者を含めると一〇〇人ほど。これに付き添う現地の庄屋たち、警備のための藩役人などが加わった大行列だった。これまでに、巡見使大久保の紀行文をはじめ、彼の従者立野の紀行文、各藩の対応書などを紹介してきた⁴。

【図2】は、約七か月の九州巡見の大まかな行程である（豊前・豊後国は四国ブロックに含まれる）。巡見使の江戸出発は四月一日。その後は東海道を通過して大坂、それから久留米藩の船で瀬戸内海を渡り、福岡藩の筑前国若松（福岡県北九州市若松区）に上陸、陸路を通過して唐津藩の呼子（佐賀県唐津市呼子町）へ、そして船で玄界灘の島々を巡り、その後は長崎→島原→佐賀→熊本→鹿児島→宮崎→熊本→久留米を通過して、ふたたび福岡藩へ、そして若松から乗船して九月二十七日に江戸へ着いた。

九州巡見の始まりと終わりは福岡藩の若松であった。巡見使派遣と同じ年の天保九年、幕府が全国の大名に命じて作らせた「天保国絵図」が完成した。それを国立公文書館がネットに公開している。筑前国のすべてが福岡藩領

【図2】 天保9(1838)年巡見使の道程



【注】 宮崎克則・森弘子「天保9年 幕府巡見使の従者日記(1) — 立野良道『西海道日記』1・2・3・4巻」(『西南学院大学博物館研究紀要』5号、2017年)、同「天保9年 幕府巡見使の従者日記(2) — 立野良道『西海道日記』5・6・7巻」(『西南学院大学』『国際文化論集』32-1号、2017年)より作成した。

ではないが、ほぼ福岡藩の領地が占める。「天保国絵図 筑前国」を【図3】にしめす。天保九年四月二十八日、若松に着いた巡見使たちは、西へ移動して芦屋・赤間・青柳に泊り、博多で昼休みして姪浜に泊まった。この時、福岡藩主黒田長溥は福岡城を出て博多へ行き、昼の休憩所の博多商人大賀甚之丞宅へ出向き、巡見使三人と対面した。⁽⁵⁾藩主に随行した福岡藩士杉山尚行（七〇〇石 大組）の日記によると、⁽⁶⁾

早速二大賀宅え御出、御三人御同席二而御対話、公儀御機嫌御伺被成、御挨拶被為濟、即刻御立

とある。四年前に福岡藩主となった二七歳の黒田長溥は、巡見使たちとの儀礼的な挨拶が済むとすぐに帰った。このように、大名領の場合は巡見使の宿所あるいは休憩所へ大名が出向くのである。これに対し、幕府直轄地の長崎では、巡見使は長崎に着くと最初に長崎奉行所を訪問し、奉行所の大広間で長崎奉行と対面し、巡見の打ち合わせをしている。⁽⁷⁾このような違いの背景に何があるのか、もう少し事例を集めてから考えよう。

杉山の日記によると、藩主との挨拶が終わった巡見使正使の曾我又左衛門の休憩所（大賀甚之丞宅）へ、家老家の黒田溥整（三左衛門）が使者として派遣された。溥整の肩書は「御用人」とある。

曾我又左衛門殿え之御使者 服紗麻上下 御用人黒田三左衛門

そして巡見使副使の大久保（大賀善之進宅）へは「御用人林太郎右衛門」、目付の近藤（末次與三郎宅）へは「御用人郡金右衛門」がそれぞれ派遣された。家老家の（若様）にとって、この時（閏四月三日）が最初の巡見使との対面だった。その後、巡見使たちは福岡藩を離れて唐津藩方面へ移動し、九州各地を巡見して、八月にふたたび福岡藩へ戻ってきた。【図3】にある東小田は、筑後国久留米藩との境にあり、（若様）はここに出向いて巡見使を待った。巡見使たちは太宰府に一泊し、福岡藩支藩の秋月藩（五万石）を巡見、そして八丁峠を越えて福岡藩の飯塚・黒崎に泊り、若松から久留米藩の船に乗って帰った。

巡見使が乗船するまでの二〇日間ほど、ずっと付き添った（若様）黒田溥整の日記を見る前に、彼の父親である筆頭家老黒田清定の天保九年『殿中日記』を見ておこう。⁸ 黒田清定は天保九年閏四月九日に福岡を出発して江戸へ行き、七月二十八日に帰ってきていた（江戸往復の記事は『殿中日記』に出てこない）。江戸への往復は六三歳の黒田清定にとって、楽ではなかった。八月六日に「足痛」に堪えて登城し、筆頭家老としての職務を再開した。そして二日後の八月八日記事に、

一、御巡見使帰府、松崎分被入込宰府参詣、秋月、夫より六宿通若松之様ニ通行相成候付、御領内御付廻三左衛門、今日今東小田迄罷越、秋月えも参候由（後略）

とある。九州巡見を終えて帰る巡見使の「付廻」として、子の「三左衛門」（黒田溥整）が久留米藩との境の東小田へ出張したとある。溥整は側室の二男として生まれ、一族の他家の養子となっていたが、諸事情からこの年一月に

本家へ戻り、跡継ぎとして承認されたばかりであった。いずれ筆頭家老となる溥整が、しっかりと務めを果たすことができるかどうか、父の黒田清定は心配だったと思われる。

黒田溥整がいつ巡見使の「付廻」を命じられたのか不明ながら、【1】日記は七月一日の記事から始まり、担当者との打ち合わせが記される。「三奈木黒田家文書」に残る『巡見使御帰路御取扱之次第』（二六四八号）には、巡見使担当の家臣の名前と役割が記される。この中の黒田溥整（三左衛門）について、

黒田三左衛門

東小田迄罷越、若松迄付添、尤日々御巡見使御出立後見合、御行列ニ不相構、御跡を御泊所え罷越、此節も御家老出方無之候付、自然非常之儀等有之節ハ三左衛門が可致才判旨、正太夫が相達之

とあり、巡見使の帰路に関する警備の総責任者であった。巡見使は帰路において、太宰府に泊り、天満宮に参詣する予定であった。ふたたび藩主の黒田長溥は巡見使と面会することになっていたが、【1】の八月三日に「御巡見使宰府二而、殿様御出会会被遊筈候得共、御出会ハ不被遊旨」とあり、「不快」を理由にキャンセルとなった。藩主は出てこないことになり、黒田溥整が「自然非常之節、手前が事々取計候様」にと命じられた。家老家の〈若様〉が〈仕切り役〉となったのである。藩主長溥は、閏四月に博多で巡見使に会っており、九月二十二日には参勤交代で福岡を出発する予定だった。

以下、【1】【2】の日記から主な内容を紹介する。

〔八月八日〕

巡見使が福岡藩に近づいてきたので、この日、黒田溥整は城内の三奈木黒田家屋敷を出て、久留米藩との境の東小田へ行った。【1】の公的な日記では「五時出宅、七半東小田え着」とあり、朝八時ころに出発し、夕方五時ころに到着、関係者と打合せしたことのみに記される。【2】の日記では、太宰府天満宮で昼休みしたこと、途中で「文内〔佐熊 小姓〕ニ稲子（頼り子）ニ疋喰せ」とある。「文内」は彼の従者であった。〈若様〉は二九人の従者を従えていた。^⑩彼は、従者に〈イナゴ〉を食わせただけでなく、翌九日は東小田の庄屋宅に池があったので、従者に釣りをさせたが、うまくいかなかった。そこで、

（青カエル）
青ひき釣上候を文内〔佐熊 小姓〕ニ生ニ而喰せ、しょうゆう付やきニ而ニツ喰、壺ツハ善兵衛〔小西 取次役〕

召連居候宗市〔惣市 小西善兵衛下〕と申者え喰せ候処、大悦ニ而喰（後略）

釣り上げた〈カエル〉を従者に食わせた。醤油漬け焼きにした〈カエル〉を、従者は「大悦」で食ったという。

【1】【2】の日記には多くの人名が出てくる。本文中において、黒田溥整の従者は（ ）、福岡藩家臣の巡見使担当者（ ）で注記している。『巡見使御帰路御取扱之次第』にある「案内役」「御用聞」など主要な担当者名と肩書、および石高を分限帳から抜き出しておく。

御用聞 三好甚左衛門(八〇〇石)

郡奉行 神屋宅右衛門(二〇〇石)

船手頭 宮本帯刀(三六〇石)

浦奉行 梶原源十郎(一三〇石)

案内役 建部孫左衛門(七〇〇石)・花房平助(七〇二石)・宮崎助太夫(七〇〇石)

火消役 高杉喜兵衛(八〇〇石)・河合誠(八〇〇石)

御右筆 阿部文兵衛(一五石四人扶持)・牧市太夫

〔八月十日〕

巡見使一行は、早朝に久留米藩の松崎宿を出発、昼過ぎには福岡藩の太宰府へ着いた。巡見使大久保の紀行文によると、久留米藩と福岡藩の藩境(註)(筑後国・筑前国の国境)には、それぞれの藩の役人が立ち並んでいたという。太宰府に着くと、すぐに「三人同道天満宮え参詣」した。彼は太宰府天満宮を「九州一の大社」と記している。大久保は何も記していないが、黒田溥整の【一】日記によると、「不行届」の事件があった。それは巡見使の宿を間違えたことだった。巡見使には順番があり、正使の曾我が一番、副使の大久保が二番、三番は目付の近藤である。太宰府の宿所として、天満宮の別当たちの屋敷が割り当てられ、一番の曾我が大鳥居(延寿王院)、二番大久保が小鳥居、三番近藤が御供屋の屋敷に泊まる予定だった。大鳥居と小鳥居の屋敷には「御成門」があるが、御供屋にはそれがなかったため、この順番になっていた。しかし「付札」を付け間違って、二番大久保が御供屋、三番近藤が小

鳥居の屋敷に入ってしまった。間違いに気づいた案内役の建部孫左衛門は、慌てて二人の宿所へ出向き、間違いを説明した。巡見使の大久保と近藤はさして気にしなかった。建部からその報告を受けた黒田溥整は「安心」したと書いている。溥整は夕方に三人の巡見使の宿所を訪問し、ご機嫌伺いをした。【2】日記を見ると、翌十一日、巡見使に付き添って秋月藩へ行つた溥整は、秋月で泊まった甘木屋の女中が気に入った。

一、十五歳二相成候女中まさと申者也、たいぶん気まへ之宜き女也、たいぶん宜き女也

「名前は「まさ」一五歳。〈若様〉はとても気に入ったようである。

〔八月二十四日〕

飯塚宿に四泊、黒崎宿に八泊、巡見使たちはゆっくりだった。この頃、長崎奉行の行列が長崎街道の黒崎宿に近づいてきており、ほちほち巡見使を送り出す必要があった。八月二十四日、巡見使は小舟で洞海湾を渡り、若松へ行くことになった。「天保国絵図 筑前国」の部分拡大図を【図4】にしめす。巡見使たちは黒崎の「妙見崎」から乗船して若松へ渡る。警備責任者の黒田溥整は、彼らの乗船を見送らねばならない。【1】では無事に済んだと書いているが、【2】では大変だったと書いている。

【2】日記によると、彼は夜明け前の四時ころに起き、身支度をしていたが、案内役の建部から中止になったと知らせてきたので、〈二度寝〉をした。そして昼過ぎの三時ころ天候が回復し、急に乗船することになり、すでに

〔注〕 国立公文書館蔵



【図4】〈拡大図〉「天保国絵図 筑前国」

巡見使曾我は宿所を出発したとの知らせが来た。薄整は急いで身支度して宿を出たが、通常の道では間に合わない。彼の従者二人が事前に「妙見崎」を下見して脇道を調べていたので、その脇道を駆け抜けてどうにか間に合い、巡見使を見送ることができた。その時にどのような挨拶があったのか、具体的に【2】の二十五日に書いている。

一、昨日、妙見崎二罷出候節、曾我殿（巡見使）下乗段々挨拶有之、頃日手前少々風邪氣二有之候段挨拶有之、大久保殿（巡見使）えは下乗なし、戸前引一通り挨拶有之、近藤殿（巡見使）ハ步行二而曾我殿同様段々挨拶有之候

巡見使たちは駕籠や徒歩で移動しており、挨拶の内容もそれぞれに違ったことが分かる。どうにか間に合った薄整は、下調べをしていた従者二人に「今夕・明夕二掛ケ酒なり共のませ」るよう指示し、今後このようなことがないように自分を戒め、「以後心得有へき儀也」と書いた。

〔八月二十七日〕

大坂く若松の送迎は久留米藩の担当だったので、巡見使たちは若松から久留米藩の船に乗船して帰る。二十五・二十六日は風があり、波が高かったので、二十七日朝の出港となった。【1】によると、巡見使を波止場から見送った黒田薄整は、終わったことを飛脚で福岡へ報告した。【2】によると、波止場で見送ったとき、

但、波戸場御通船之節、曾我殿（巡見使）・近藤殿（巡見使）えは扇子二而御請有之、大久保殿（巡見使）其儀なし

とある。溥整が手を振ったかどうか分からないが、巡見使の曾我と近藤は「扇子」で応えてくれたが、大久保は無反応だったという。理由は不明である。大久保の紀行文を見ると、「若松にて有馬の船に乗」ったことだけが書かれている。また、大久保の従者立野は、船で小倉の沖を通過したとき、

此城下ハ九州の咽喉にて、城下町ハ福岡・熊本などより広からねと、繁花ハ西海道第一なり

と書いている。小倉藩がある豊前と豊後の地域は四国ブロックに含まれ、別の巡見使たちが廻ったから、立野たちは小倉の城下町を歩いたわけではなく、船から見ただけである。彼には、小倉が「西海道第一」の〈都会〉に見えた。黒田溥整の【2】日記の二十五日記事に、若松の宿屋の奥さんが三〇歳ほどで「しゃうもん（じょうもん）」さんだったこと、その娘も一五歳の美人だったこと、そして隣の娘については「となりの娘ハ、おふさ二能くにておる由也、地藏山二居候女二能くにてたり」と書いている。二〇歳の〈若様〉は素直に娘たちの印象を書いている。彼は芦屋・青柳に泊り、唐津街道を通って八月二十九日、福岡城内の屋敷に帰った。

その後の記事については、【1】に太宰府の宿所間違いに関する詮議があったこと、帰路を担当した家臣たちの藩主への「御目見」があったことなどが記されている。【2】には、黒田溥整の従者一覧などがある。

以上、家老家の〈若様〉が書いた巡見使の付き添い日記は、公的な藩の記録などでは分らないことが豊富に含まれている。

【注】

- (1) 「旧福岡藩大老黒田一葦」(甘木市史編纂委員会編『甘木市史資料』近世編六集、一九八五年)
- (2) 甘木市史編纂委員会編『甘木市史』上巻、七五一頁、一九八二年
- (3) 宮崎克則・福岡アーカイブ研究会編『古地図の中の福岡・博多』(海鳥社、二〇〇五年)
- (4) 天保九年の巡見使に関する史料紹介は以下のとおり。森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』―天保九年巡見使の記録と解説―」(『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年)、森弘子・宮崎克則「天保九年幕府巡見使の従者日記(一)―立野良道『西海道日記』一・二・三・四巻―」(『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年幕府巡見使の従者日記(二)―立野良道『西海道日記』五・六・七巻―」(『西南学院大学国際文化論集』三二一―号、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年豊前・豊後の幕府巡見使記録―『江戸ヨリ大坂迄巡行記』、豊後巡行記并大坂ヨリ海上豊前迄巡行記一・二・三巻―」(『西南学院大学国際文化論集』三二一―号、二〇一八年)、森弘子・宮崎克則「天保九年幕府巡見使への対応書―島原藩『改席御巡見用下調書留書抜』―」(『西南学院大学国際文化論集』三三二―号、二〇一九年)、森弘子・宮崎克則「天保九年幕府巡見使への対馬藩対応(一)(二)(三)(四)―宗家文書『巡検上使記録』御勘定奉行所―」(『西南学院大学国際文化論集』三六一―号・二二二―号、三七一―号・二〇二二―(三三年)、隈裕子・上

- 園慶子・宮崎克則「天保九年 博多で休む幕府巡見使への対応記録―『御巡見使記録』の解説―」(『西南学院大学国際文化論集』三七―一―号、二〇二二年)、森弘子・宮崎克則「宝曆十一(一七六一)年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」(『西南学院大学国際文化論集』三八―一―号、二〇二三年)、森弘子・宮崎克則「寛政元(一七八九)年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」(『西南学院大学国際文化論集』三八―二―号、二〇二四年)、森弘子・宮崎克則「天保九(一八三八)年 幕府巡見使への長崎奉行所対応」(『西南学院大学国際文化論集』三八―二―号、二〇二四年)、森弘子・宮崎克則「天保九(一八三八)年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備」(九州大学「九州文化史研究所紀要」六七号、二〇二四年)
- (5) 隈裕子・上園慶子・宮崎克則「天保九年 博多で休む幕府巡見使への対応記録―『御巡見使記録』の解説―」(『西南学院大学国際文化論集』三七―一―号、二〇二二年)、上園慶子「天保九年幕府巡見使を迎える福岡藩の準備」(『福岡地方史研究』六一号、二〇二三年)
- (6) 天保九年『杉山尚行日記』閏四月三日(福岡市博物館蔵)
- (7) 森弘子・宮崎克則「天保九(一八三八)年 幕府巡見使への長崎奉行所対応」(『西南学院大学国際文化論集』三八―二―号、二〇二四年)
- (8) 天保九年『殿中日記』(『三奈木黒田家文書』一四六四号、九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門蔵)
- (9) 『綱領』(川添昭二他編『黒田家譜』七卷上、九五頁、文研出版、一九八四年)
- (10) 若松地域の大庄屋史料、『御巡見使御帰路出役宿割帳』(『楠野文書』三三四―三三八号、九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)によると、

付廻り、秋月行

一、黒田三左衛門

貳拾九人

駕籠壱丁

乗馬壱疋

上賄壱人

メ

とあり、黒田溥整（三左衛門）は駕籠と馬を持参し、二九人の従者を従えていた。巡見使の他に彼らの宿も準備されたのである。この記録には、御用聞の三好甚左衛門（八〇〇石）が六人の従者を連れていたことも記されている。

(11) 福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』（海鳥社、一九九九年）

(12) (13) 森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』―天保九年巡見使の記録と解説―」（『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年）

(14) 森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記（二）―立野良道『西海道日記』五・六・七卷―」

（『西南学院大学国際文化論集』三三―一号、二〇一七年）

【凡例】

- 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- 「ㇿ」（より）、「メ」（しめ）は原史料のとおりとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。
- 変体仮名は平仮名に改めた。
- 読点「、」、並列点「・」は筆者による。
- 欠字・平出はともに省略した。
- 判読できなかった文字は□、または「」とした。
- 本史料中に追加として右横に小さく書かれている分は、本文中に「」をつけて入れた。
- 「」は筆者による注である。名前や役職等についての「」の注記は、福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』（海鳥社、一九九九年）及び天保九年『巡見使帰路御取扱之次第』（三奈木黒田家文書一六四八号）を参考にした。また「」の人名注記は、黒田溥整（三左衛門）の従者たちである。その一覧は【2】日記の最後にある。

【補足】

「三奈木黒田家文書」(一六四八号)の『巡見使御帰路御取扱之次第』にある担当者名と役割を抄出する。

黒田三左衛門

東小田迄罷越、若松迄付添、尤日々御巡見使御出立後見合、御行列ニ不相構、御跡を御泊所へ罷越、此節も御家老出方無之候付、自然非常之儀等有之節ハ三左衛門を可致才判旨、正大夫相達之

御用聞 三好甚左衛門

宰府迄罷越、黒崎迄付添、尤日々御先ニ罷越

郡奉行 神屋宅右衛門

東小田迄罷越、若松迄付添、日々御先ニ罷越、尤黒崎を芦屋迄御通船之節ハ御跡を罷越

船手頭 宮本帯刀

福岡を直ニ黒崎迄罷越、小倉境海上ハ御案内仕

浦奉行 梶原源十郎

福岡を直ニ黒崎迄

御案内役大組 建部孫左衛門・花房平助・宮崎助大夫

東小田迄越、日々御巡見使付添、御案内相勤之

孫左衛門儀は松崎駅迄被指越候付、□□日出立、松崎を直ニ東小田迄引取、相控居申候事

火事装束 火消役大組 高杉喜兵衛・河合誠

忝人ハ宰府迄罷越居申、忝人は飯塚迄罷越居申、御泊宿場度々相勤之、尤秋月え罷越不及

御右筆頭取介 御右筆中頭取 阿部文兵衛 御右筆 牧市太夫

東小田迄罷越、黒崎迄付添、尤日々御先ニ罷越

側筒頭 喜多村佐市 目付 立花善兵衛

右同断、日々御跡ハ御泊宿え罷越、尤秋月えは罷越ニ不及

野袴着 人馬奉行足輕頭 有村卯兵衛・久野作右衛門

右同断、御跡より罷越

野袴着 川越役足輕頭 権藤万七・佐々川半左衛門

秋月えハ罷越ニ不及候事

御料理人 竹尾三次郎・田丸甚次・吉塚幾之丞

宰府迄罷越、黒崎迄付添、日々御先ニ罷越

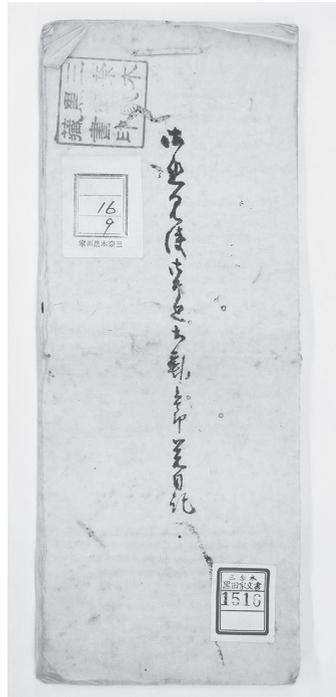
御城代組本道医 荻野道一 同 外療医 山崎三省 同 鍼灸医 谷仲貞

東小田迄罷越、若松迄付添、尤日々御昼御泊え不目立候様、御行列遙ニ後レ、御跡より罷越

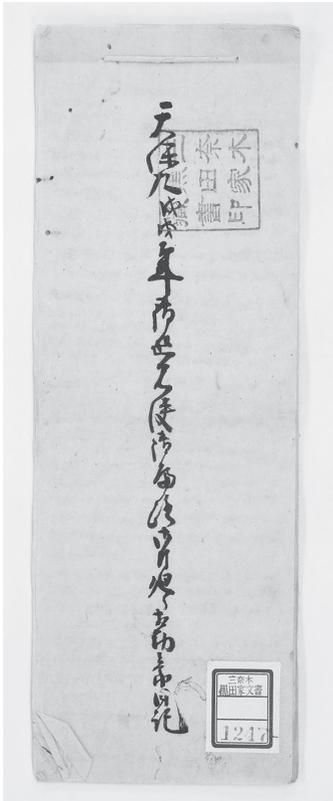
小船頭船方吟味役 岩崎吉太夫・山路仁助

福岡ハ直ニ黒崎迄越

〔1〕
日記



〔2〕
日記



【1】日記の【表紙】

御巡見使御付廻相勤候節覚日記

【本文】

戌七月朔日

帰路絵図

一、御巡見使御帰路絵図仕立可申哉、郡奉行（虫歌）何伺出候付、致吟味、御下向之節出来居候得共、何の御噂も無之ニ付「（虫歌）」然処、此節も入用有之間敷候得共、出来ハ致居候方可然と申合、

付札之様相調候様、郡奉行神屋宅右衛門（二〇〇石）え相達候事

案内役建部

一、御案内役建部孫左衛門（七〇〇石）ハ噂致候は、何卒御次第書拜見仕度申出候

○但、秋月表ニても何卒孫左衛門罷越、見分致呉候様申参ニ付、御次第書拜見致居候へは、

甚都合宜由致候付、五平次え申談候処、秋月表ニても、少シ此方様え掛、勝手之都合付、寛

政之御例書類差出候様、金右衛門ハ掛合ニ相成候居候間、其上ニ而同人も罷越候方可然と、

五平次ハ噂致候付、其内右之趣を以相答答也

廻順

一、御巡見使御廻順ニ付左之通

一、六月下旬頃 柳川 熊本

久留米

御領内

一、七月中旬頃 薩摩 大隅 日向 飢肥辺

一、同下旬頃 高鍋 延岡辺

一、八月上旬頃 久留米

一、右同断 御領内御入込

ノ

七月三日

御用聞三好

秋月役筋

外聞

御茶屋守

一、御用聞三好甚左衛門（八〇〇石）申出候は、御巡見使帰路ニ付而は、秋月（兼是方）之兼而問合ニ相成居

候書付、四郎五郎之差出置、段々秋月之再束（兼是方）いたし候由申出有之

○但、秋月役筋、早々出方有之候様、金右衛門之掛合居申、其上ニ而差図可致と五番頭申

合候

○巡見使廻順用人之於長崎差遣候間、凡廻順も相分居候事故、外聞ハ益過早々差出、其前は

御茶屋守等共差出可然と五平次申合

右之趣、追而甚左衛門（三好 八〇〇石）え相達筈也

七月五日

一、一昨日三好甚左衛門（御用聞 八〇〇石）之申出之趣、夫々及差図置候事

巡見使御用掛

小船頭

- 一、去月廿四日、巡見使御用掛被仰付候面々之内、馬廻引入居候間、最早出勤致居候哉、其当取調子候様、大目付四宮孫次郎(八五〇石)え申談置
- 一、小船頭御巡見御用掛り可被仰付名ニは名付差出候様、船役所え申談候処、最前下向之節ニ罷出候面々差出心得ニ候段申出ニ付、文兵衛(阿部 右筆 一五石四人扶持)中頭取え申談候処、其通相成可然段噂いたし候事
- 一、阿部文兵衛(右筆 一五石四人扶持)中頭取儀、頭取助被仰付、此度巡見使御付廻被仰付候間、忠右衛門今相達候事

七月七日

大目付

- 一、一昨日大目付え申談置候ニ、馬廻引入之儀申談置候、未嘗人は致相勤候得共、余は不致出勤、文兵衛(阿部 右筆 一五石四人扶持)え申談置
- 一、余三人は速ニ出勤不致、代り名元大目付今差出候ニ付、文兵衛え相渡候
- 右名元、大目付今差出候節、四人名元書出ニ付、如何之都合ニ候哉相尋候処、徳末文之助足
- 軽頭被仰付候付、其代之由申出候
- 但、此一ヶ条は、大目付今申出は十二日ニ申出る也

道作

破損所

無益之人夫

不敬之次第

一、御用聞三好甚左衛門(八〇〇石)え左之書付相渡ス

口達控

御巡見使御帰路ニ付、御帰路之節道作之儀、御下向造同様大造ニ不相成様、先達而伺書ニ以付札相達置候、然処此節大雨・洪水ニ而御領内所々破損所等不少候ニ付、今度御帰府之節、道作等も御下向造同様ニは及間敷候、往還筋水荒之場所等も御通路之間ニ不相成所は其俣ニいたし置耳、芝断絶之ヶ所々々も格別見苦分耳仕足等申付、無益之人夫等不墜様、郡奉行申合可被執計候事

但、本文之通相達候義、万一下々ニ至候而は如何様籠略之執計相成候而も不苦忤心得違いたし、不敬之次第等有之候而不相濟儀は勿論之事ニ候、右之辺々は重畳勘弁候而遂才判可被申候

ノ

一、郡方々之外聞、今日々致出立候由、右ニ付模様ニ依、側筒速ニ出立ニも可相成由、甚左衛門

(三好 御用聞 八〇〇石)え申談置

一、去十一日、郡奉行々御用聞ニ差出候書付、御用聞々以付札引合ニ相成候、帳面付札通宜由ニ而、

文兵衛(阿部 右筆 一五石四人扶持) 々差出候付、其旨を以甚左衛門(三好 御用聞 八〇〇石)え相渡ス

一、諸口御次第書、立花小左衛門(大組 二二〇三五) 大目付え相渡置

船手頭

七月十八日

一、御次第書之内之出役之名元、未書込忘之分追々名元申出候様、是又大目付え申談置候
 一、巡見使二付、御船組ニ式拾立御船可被差出筈候得共、十八立可被差出、大組御案内等、船手頭
 乗□□□□見分も式拾立、十八立申候ても、何さへ違之儀も無之ニ付其通可然や、船手頭申出
 候二付、其通相成候て宜由三好(甚左衛門 御用聞 八〇〇石)え申談置
 但、式拾三二候へハ、若松え乘廻致候置、御物入も有之由二候事

七月廿日

十八立御船

一、宮本帶刀(船手頭 三六〇石)ハ一昨日、十八立御船ニ而相仕廻度由候得共、何れ共差廻物も有
 之二付、爰元ハ先例之通、式拾立二艘差廻段申出ル、五平次え申談置

秋月役方

一、御巡見使二付、秋月役方ハ為引合致出福候付、金右衛門ハ咄合有之、此方様御次第書ニハ、
 小子秋月え罷越二付、御館え罷出、韶翁様(九代秋月藩主 黒田長韶)御機嫌相伺候処ニ相成居申、
 其当も咄合有之候処、同日は何か手込ニも有之、御子人事ニ韶翁様少々御不例ニも被成御座候候
 付、御館えハ不罷出、小子宿え、齋宮(吉田)參可申二付、其節御機嫌相伺候様有之度噂致候由、
 金右衛門ハ噂有之

右之都合ニハ相成候得共、御次第書ニハ御館ニ罷出、相伺候処ニ而、同所ニ而ハ本文之通相
 成候事

七月廿二日

一、御巡見使ニ付御用掛之面々、平野五郎次、阿部文兵衛(右筆 一五石四人扶持)宅え呼、問合事
等いたす

七月廿四日

外聞者
一、兼而郡方の差出居候外聞者の、巡見使之模様承候談及言上、先八月二日久留米入込、同五日頃
宰府入込之趣申出候、右ニ付猶又為外聞側筒の被差越、今日出立いたす

荒所
一、御巡見使通所、此節大雨ニ而荒所可有之ニ付、荒所之模様早々申出様、郡奉行平野茂平(一〇
〇石)え申談ル

外聞模様
一、外聞模様ニ付、御案内役三人え左之通掛合

松崎駅
御巡見使御領内御入込頃合、先來月五日頃之御日積之趣、外聞之者の及注進候段、郡奉行の
申出候、且又孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)方ハ、御先例之通、松崎駅迄被差出候条、其

心得可有之候、出立頃合之儀等之儀は追而可相達候得共、先為心得此段申入候、以上
七月廿四日

秋月辺
一、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)儀、秋月辺為見分明後日の罷越候、自然ハ東小田え直ニ罷越
東小田
候義可有之、其節ハ御□□□先々宜敷可有御座引合有之ニ付、何卒一先は帰宅有之候様、申談置

候事

七月廿六日

- 一、馬廻頭丹安左衛門(二一五〇石) 〆御巡見使御帰路、御馬廻出役名元差出
- 一、御城代頭〆左之通申出ル

山崎道節三番事

七月廿九日

- 巡見使人込
- 御出会
- 一、巡見使人込、凡来月上旬と申所、正太夫(郡 中老 四五〇〇石) 殿〆大目付え達ニ相成
- 一、於宰府、御出会之処ハ不被遊旨ニ而可有之哉、格式頭取を以相伺候事

同月晦日

- 肥後
- 一、側筒〆罷越居之外聞〆荒増致注進候ニハ、八月二日肥後御領え御入込、御国許入込ハ、同十日・同十一日頃之由

- 咎人
- 一、咎人之儀、肥後役々え承合候処、近藤中間之者老人之由、格別深ケ敷儀ハ無之、併聊之儀ニ御座候得共、薩州・大隅・日向仕廻、日数も御座候ニ付、惣御同勢引メり候て熊本御預ケニ相成申由、右ニ付番人と申候而も何となく心を付居申由

- 宰府御宿
- 一、御巡見使御宿亭主名元申出様、御用聞え申談置候処、郡奉行神屋宅右衛門(二二〇〇石) 〆差出候ニ付、五番頭え相渡候処、宰府御宿ハ延寿王院、小鳥居、御供屋ニ御先例相成候て御宿亭主之

名元相見へ候付、矢張御宿ハ大鳥居等ニ而御宿亭主処を相勤候哉、承候処、其通ニ而神屋ノ右答也

八月朔日

同三日

一、馬廻組許斐左兵衛致軛役候付、右跡左之仁ニ可被仰付之処、最早日合も無之ニ付、馬廻頭分、

左之通手元可相達旨、正太夫(郡 中老 四五〇〇石)殿引合、相達

馬廻頭え

岡崎久兵衛

今度御巡見使御帰路之節、為押被仰出候、右之趣可被相達候事

一、郡方ノ差出置候外聞ノ昨夜注進、先触写ニ弥十日、十一日之様ニ申出ル

一、此度帰路ニ付而は、御家老出方無之ニ付、自然非常之節、手前ノ事々取計候様、正太夫

(郡 中老 四五〇〇石)殿ノ御達候事

一、御巡見使宰府ニ而、殿様御出会被遊筈候得共、御出会ハ不被遊旨ニ而、格式頭え奥山茂右衛門

を以相伺候処、御不快之仰せられニ相成ハ、御通過迄御出事御遠慮被遊へく哉御尋ニ付、申合

候処、御通過迄御遠慮被遊候方と申合、其段を以月番え引合処、御格式御出は御遠慮被遊、御出

家老出方

殿様出会

御不快

野等は可被罷出と申合之旨、月番を囙有之候付、其段を以茂右衛門之談置
一、御不快之仰立振、奥山を以相伺候処、御たんけ之様ニ被仰付候事

八月四日

寺社石高

一、御巡見使、御指出候寺社石高・大宮司等御書出ニ相成、御書出ニ相成方可然哉、不相成方可然、

正太夫（郡 中老 四五〇〇石）殿之引合置候処、不書出方可然由囙有之

流罪人

一、流罪人之帳面、此節被差出候、右ニ付而は大目付之差出候条、左之通一席中申合候処を以、正

太夫（郡 中老 四五〇〇石）殿及引合候処、其通差図有之

一、御巡見使、四月ニ御入込ニ相成居候ニ付、同月迄之分御書出ニ相成、其後之分ハ御省ニ相成

候旨、評義相決候事

一、依願、流罪之分ハ御書出無之処ニ、評義相決候事

牢舎人

牢舎人も右同様之事

一、秋月之流罪之分ハ、勿論御書出ニ不及旨、評義相決候事

八月六日

十日入込
案内役

一、御巡見使方、来十日入込ニ相成候間、御案内役建部（孫左衛門 七〇〇石）・花房（平助 七〇二

石）・宮崎（助太夫 七〇〇石）え夫々相合候事

東小田

松崎

略絵図

小田着

但、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)義、久留米領松崎駅之御先例ニ而差出候間、同人壹人同所え被差越

○孫左衛門儀は昨日出立之由、外は明後日出立之由、孫左衛門儀は先格松崎迄可指越、本々正太夫(郡 中老 四五〇〇石)殿面謁有之候事

一、手前は、明後八日夕東小田え罷越候間、其段奥頭取を以申上、御機嫌伺之手数無之候事

但、面謁事も無之事

一、於松崎駅、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)夕差出候往還左右村付之内、穂波郡堀池村左り有之候往還、左右略絵図ニは右ニ有之、如何之間違ニ候哉、神屋宅右衛門(郡奉行 一〇〇〇石)え掛ケ詮議候処、左右村付之方ニ而致間違、寛政之度迄ハ往還之左りニ有之候得共、水難之処有之ニ付、文化六年右手ニ村直ニ相成居候由申出、右ニ付村付早々認替可申、孫左衛門え含置候得共、早々指返候様掛合、指越

八月七日

一、右之通、村付間違有之候付、三冊共認替ニ相成段、急き指越ニ相成候様、南川え申談置

八月八日

一、五時出宅、七半時東小田え着

荷物合印
こんざつ

一、神屋宅右衛門（郡奉行 二〇〇石）の申出候は、久留米領分入込二相成候節、筑後之荷物合印と、此方様合印と致間違可申二付、第一こんざつ致可申二付、宰府迄は筑後印通二相成、宰府分此方様合印二相成候方可然申合、手前今日分当所え罷越儀不致勘弁二付、其段を以、孫左衛門え及掛合候処、孫左衛門えも同意之由返答二及候由、宅右衛門分右二付、文兵衛（阿部 右筆 一五石四人扶持）・市太夫（牧 右筆）申合致詮議候処、下向之節於若松、船頭分合印、印致間違候間、其俣二相成居、此方様矢倉備之者え致噂候処、其儀不相成由、右之荒増御下向達御記録ニ委細付留有之、其上何そこんざつ之訳も有之間敷、其れ共巡見使方分右之引合等有之候ハ、依時節可違候得共、此方様分は荷物才判も有之候付、右之都合不^申方申合、郡奉行分申出も有之候得共、下向之節も有之二付、旁其通り可然と申合、其段孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）え早々掛合二相成候様、宅右衛門（神屋 郡奉行 二〇〇石）え申談

一、從福岡二席中分大早封文相達、左右村付御差越二相成候間、即刻於松崎、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）迄差越

水難

御用状ニ、堀池村、寛政之度迄ハ往還左リニ有之候得共、水難之処有之二付、文化六年右手二村直ニ相成候間、御巡見使御尋も有之候ハ、有体ニ相答候様、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）え相合候由也

巡見使先触

一、神屋（宅右衛門 郡奉行 二〇〇石）分巡見使先触到来仕候趣ニ而、国許出役之面々分別紙写指越候条、致披見候様掛合有之、別紙略す

一、左右村付、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）え指越候間、相応返事来

松崎発足

二日市

握飯

大鳥居
御成門

八月九日 晴天 夕飯後少々小雨

- 一、宅右衛門(神屋 郡奉行 二〇〇石)の掛合有之、明十日正六時松崎駅発足之由、掛合有之候事
- 一、松崎駅の孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)六時頃当所着、御巡見使え之御口上相勤、相応御返答有之趣申出、且又明日宰府迄里数何程有之哉御尋有之ニ付、五里程有之候旨相答候処、いづれニ而全く小弁当相仕廻度旨ニ付、二日市之処御手当ハ致居申候、乍然只今手当さぞく不都合可有之旨相答、いか程不都合は不苦候ニ付、握飯ニ而も極く手軽キ処ニ而相仕廻度、然は御下向之□□□□^(奥帳)□□之都合ニ相心得可然哉、早々手当之儀可申談之由相答、勿論宰府ニ而も別段相仕廻ニ而も無之由、然は御銘々之御手当は不仕、御着次第追々相仕廻筈ニ候、扱又宰府之御昼を二日市ニ手当は御大造ニ付、手軽キ方呉々之相望候由、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)の早々申出ル、右付早々ニ御手当筋致、三好甚左衛門(御用聞 八〇〇石)え以大早申遣、郡奉行えも申談候
- 一、三好甚左衛門(御用聞 八〇〇石)掛合ニ而は、大鳥居・小鳥居えは御成門有之、御供屋えは御成門無之、いづれニ御手当可致哉為掛候ニ付、本門通之処ニ御手当ニ相成候候様、以付札申候事
- 一、明日御巡見使方、二日市ニ而御昼之都合相成候様、平助(花房 案内役 七〇二石)・助太夫(宮崎 案内役 七〇〇石)えは手前の利用不申談段、及掛合候事
- 一、福岡の参居候飛脚者差返候付、御用状等差越

松崎出立
宰府着
巡見使旅宿

不行届

間違
不行届

八月十日 朝飯後小雨、後晴ル

一、御巡見使方、今朝六時供揃ニ而松崎駅出立、入込ニ付御境目え罷出、無程入込ニ相成、二日市
昼休ニ而九時頃宰府帰着、直社参等有之

一、御巡見使方旅宿御次第書ニハ、曾我殿大鳥居、大久保殿小鳥居、近藤殿御供屋候、然ルニ大久
保殿御供屋ニ相成、近藤殿小鳥居ニ相成候由、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）噂有之、如何之
間違候ニや、早速甚左衛門（三好 御用聞 八〇〇石）・宅右衛門（神屋 郡奉行 二〇〇石）呼出致詮
議候処、全く御用聞手元ニ而不行届儀ニ候、左之通郡奉行ノ引合之書付ニ、御用聞左之通致付札
ニ之差発候儀と相聞へ候

付札

曾我殿 延寿王院

大久保殿 御供屋

近藤殿 小鳥居

一、右間違ニ付、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）重畳申上ル、何れ共間違之処ハ及断候方可然と
申合、孫左衛門ノ両宿え罷越、全く役人手許ニ而間違、甚不行届段等程克及断候処、兩人ニ而も
程克聞濟ニ相成候段、又左衛門ノ申出、先致安心

但、昨日松崎駅ニ而孫左衛門ノ御旅宿之書付差出居と致相違候付、今日ハ全く本文之都
合ニ付、何卒間違之段は、聞すてニ相成候様及噂段にも申出ル

安否伺

一、松崎駅出立、当所止宿ニ相成候段、且右間違之段も福岡え以宿次申遣ス、三好(甚左衛門)御用聞 八〇〇石) え相渡ス

一、花房平助(案内役 七〇二石) 〆明日当所御巡見使方、大久保殿六半時出立之由

一、御三使え夫々御安否伺罷出、曾我殿あひ無之、大久保殿あひ有之、近藤殿少々風邪ニ而あひ無之、夫々用人迄申置

但、間違い之都合等ありて手間取候付、六時頃罷越也

八月十一日 晴天

秋月着

一、大久保殿六半時過宰府出立、外四分下り追々出立、昼休無之ニ而、八時前迄二三使共追々秋月着え着

韶翁

一、宿え、吉田斎宮為旅宿見廻入来有之候付、金右衛門〆咄合通、斎宮迄韶翁(九代秋月藩主) 様御機嫌相伺、御屋形えは不罷出候事

一、韶翁為御使者、鶴沼源吾旅宿入来有之、安否御尋被成(此略) 〆〆〆二付、直ニ御礼同人迄申述、別段申上之手翰有之候事

案内者

一、宅右衛門(神屋 郡奉行 二〇〇石) 〆御巡見使方用人、案内之者名元前夜差出候、然ルニ百姓と相認差出候得共、依望百姓ニ而は不相濟、庄屋を出し候様申聞候付、先何とも不相認、何某と相認差出、自然尋等有之節ハ、依御望差出候由申述候而は如何可(有) 御座候、及引合候付其通相

安否伺

飯塚着

水荒場所

往還村付

成可然及答候事

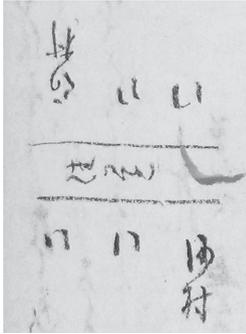
一、三使え安否伺として罷越、用人迄申置退出

八月十二日

一、大久保殿出立六半時、外追々出立、頃飯塚御着、為安否伺夫々相勤候事

一、花房平助（案内役 七〇二石）申出、大久保殿水荒之場尋有之候付、兼而相含置候通相答候
処、荒増書取差出候様被申聞候由申出ル、右二付含書之処を書取差出候様、申談候

一、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）申出、曾我殿被相望候は往還左右村付、出居候得共不分二
付、凡左之通之処二而差出候様被申聞候由、孫左衛門覺之略図左之通



何村	回	回
出廻		
同	同	何村

右之絵図、御下向之節之分之由

夜中徘徊

案内行列拝見

滞留

金子壺両

酒代

壺両受取

一、村付ニは枝村有之候得共、右之分ニ而枝村書込ニ不及段ニ被申聞候付、宅右衛門(神屋 郡奉行 二〇〇石) 手許ニ而相応候様申談置候事

一、左之通、触出候事

一、御帰路御巡見使御通行ニ付、御泊り出役之面々家来々々其外末々迄、夜中ハ勿論徘徊致間敷候、且又御通行之節、案内御行列等拝見罷出間敷候、右之趣相心得候様、夫々え相達可被申候、以上

一、三使共ニ明十三日、御用向取調子ニ而滞留ニ相成旨、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 申出候、右ニ付郡奉行・御用聞事々談ル

一、黒崎ニ而も両三日滞留之模様ニ付、先黒崎ニ而は出役を初、先五日程滞留ニ相成段ニ而御手当有之候様にと申談ル

一、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 申出、曾我殿申御用有ニ付罷出候処、用人申聞候は、最前下向之節御領内ニ而金子壺両程家来え御酒代遣候由、段々致詮議候処、なにとなく遣しニ付受用致由、甚不勘弁之儀付、下向之節孫左衛門え被相咄候、都合も有之候ニ而、酒代遣候義不宜候得共、先壺両ハ孫左衛門え相渡候間、其者差返呉候様、尤表立、右之都合ニ相成候而は不相済候段委細相咄候条、右様之御趣意段々御下向之節委細御咄承り候付、左様之儀は勿論承知も不仕、甚孫左衛門恐入ニ付右之当り重畳詮議可仕由相答候処、何卒壺両相渡候間、左様之手数ニ相成度噂いたし候ニ付、右金子壺両受取候段申出ル

但、右之段ハ、事永^{〔虫喰〕}儀ニ懸^{〔虫喰〕}大意、相記置候事

一、明日滞留、黒崎滞留之儀ニ付、福岡へ飛脚差立

但、とふし^{〔通じ〕}飛脚也、御用聞え談ル

八月十三日 晴天

飯塚滞留

一、巡見使方、御用取調子ニ而飯塚滞留

火消役

一、河合誠（火消役 八〇〇石）大組、火消役儀、黒崎繰越、馬杉喜兵衛（火消役 八〇〇石）ト右隔日

二相勤様、夜前相達置候得共不及其儀、当所今直ニ引取候様相達候事

○右之段は、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）今朝参、大組は同駄ニ両人参込候而は、第一

巡見使方御通有之候ハ、御手当過ニも可相成、黒崎ニ而御滞留中ハ老人ニ而可然噂有之候

付、兩人之話合候処、其通可然と申合ニ付、本文之通相達候事

安否伺

一、三使打寄ニ付、安否為何罷出候儀如何相仕得可申哉、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）え及引

合ニ候処、三使夫々旅宿へ引取候上ニ而、相勤候方可然、宜キ時節同方々可申越由ニ而、七つ過

今宜キ旨申来ニ付、平服ニ相勤候事

一、今日打寄有之候得共、未御用相濟候ニ付、明十四日も当所滞留致候由、孫左衛門（建部 案内

役 七〇〇石）え相達候由ニ申出、右ニ付御用聞・郡奉行へ御手当向之儀申談ル

領分東西

総人別

学問所

家老・用人

諸運上

八月十四日 晴天

一、今日、当所滞ニ相成

一、近藤殿(巡見使) 介助太夫(宮崎 案内役 七〇〇石) え左之通談有之、黒崎迄差出候様との義也

一、御領分東西南北之事

一、総人別之事

一、学問所之事

付、学者名前之事、兵学之事

一、諸芸師範名前之事

一、御家老・用人等、高付之事

一、諸運上之事

ノ

一、三使え安否為伺、夫々罷越、用人迄申置

一、近藤殿介助太夫(宮崎 案内役 七〇〇石) え申談之段ニ付、福岡え大早飛脚を以申置、出来次第

急便を以差越ニ相成候様との儀申越也

一、一昨十二日、郡奉行え申談置ノ図致出来候付、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 介差出候様、

以掛合申談ル

一、曾我殿(巡見使) 用人介孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) え、最早御用も相済居候間、先明日

は出立之処、右へ御手当致置、万々一今夕迄に難相濟節ハ相達可申由噂いたし候由ニ付、郡奉行・御用聞え其段相達置候処、五半時過頃宿え孫左衛門入来有之候而、明日出立之処ニ候段出精有之候得共、何分明日出立難致候間、明日も相滞候段、用人ハ噂いたし候由、右之段は御用聞・郡奉行えは孫左衛門ハ及通達

八月十五日

飯塚

飯塚

一、三使滞留ニ相成

一、三使え安否為伺、夫々相勤候事

一、三使共明十六日出立ニ相成候段、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)申出ル

一、出立刻限は無紋ちやうちん引、大久保殿六時出立之段、平助(花房 案内役 七〇二石)ハ申出ル

出立順

出立順、左之通

曾我殿

大久保殿

近藤殿

一、外ニ別条なし

黒崎

木屋瀬

安否伺

飛脚

大坂町奉行

黒崎

八月十六日 後雨天

飯塚の黒崎、止宿

一、六半時過頃迄二追々出立ニ相成、木屋瀬ニ而昼休、八半時頃三使共黒崎着

一、例之通、三使共夫々安否為伺罷出、尤曾我殿逢有之、段々挨拶等有之候事

一、大組火消役馬杉喜兵衛(八〇〇石)馬致落命候付、昼之処は徒歩ニ而相勤、今夕之処如何可仕

哉引合有之ニ付、申合之上、今夕之処ハ先馬なしニ而相勤、明日ハ又模様も可有之と相答置

一、三使の於江戸跡部山城守殿・堀伊賀守殿え当り候油紙包本箱、建部(孫左衛門 案内役 七〇〇石)

ニ渡ニ相成候由ニ而相達候付、宝曆之御例通ニ此元今直ニ出役之足輕飛脚差立候事

但、総体ハ三使立会、御案内使者え渡ニ相成候先例ニ候得共、又左衛門(曾我 巡見使)殿の

渡ニ相成候間、矢張御先例立会ニ相成候様ニ相心得候様との儀也

一、福岡并大坂表ニ飛脚差立、御用聞え相渡候事

一、跡部山城守殿・堀伊賀守殿えは大坂町御奉行也

八月十七日 天気快晴

黒崎泊

一、三使当所滞ニ相成

一、大久保殿江戸屋敷え油紙包、兎玉泰輔え下沢喜多録・安藤吉右衛門の封箱、用人の平助(花房

江戸屋敷

案内役 七〇二石 え相渡、但見玉泰輔之同謙之助之別封、合而二ツ相渡候由二而平助之差出
一、近藤殿之江戸屋敷之中島周藏之、桑原栄藏・小野東馬之差遣由二而、助太夫（宮崎 案内役 七〇〇石）之相渡候由二差出

右は御役之節二而宜由也

一、福岡之八月十六日立大早、昼頃黒崎着

一、左之通触候様、御用聞え申談候事

徘徊

御巡見使方、御調子之御用筋有之、当所御滞留二相成候条、出役之面々家来々々末々二至迄、猶又重畳相慎猥二徘徊致不敬之儀等無之様、一統可被相達候、以上

八月

一、三使共安否為何夫々相勤、大久保殿逢有之候事

但、其外は申置也

一、兼而近藤殿之注文二相成居候廉々、夫々取調子之上、今日之便二差越二相成、今日早々差出、

尤人別之儀ハ、此節取調子候儀を被相尋候ハ、昨今二ハ不相分、当春改之節人別高之由相答候様相含、差出候様申談ル

知行高

一、郡奉行え、御家老・御用人知行高之儀御尋も候ハ、尊父公知行高ハ壹万六千石余と有体二相

答、外ハ七八千石計之程覚へ居申候、御用人ハ相覚不申、千石程、間二ハ六千石位と相答可申旨、

案内庄屋

御案内庄屋共之相達候様申談ル

黒崎

一、御巡見使方御用取調子ニ而、滞留ニ相成候ニ付、御承知之程候而、御見廻以御使者可仰述答ニ
候得共、御使者事ハ御断ニ付御案内役孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)ノ御口上取繕相勤様御承
知申来候付、孫左衛門相勤、相応之御返答之由申出ル

但、此御使者ハ、飯塚御滞留ニ付而之御見舞御使者、黒崎ニ而相勤候也

八月十八日 曇天

一、当所滞留ニ相成

一、三使之毎之通安否為伺、夫々相勤候事

一、曾我又左衛門(巡見使)殿、江戸屋敷ニ而三宅弥次兵衛・佐藤金兵衛え、池田乙右衛門・関真

平ノ油紙包封箱一ツ、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)え相渡候由ニ而差出ス

一、三使留守ノ書状箱一ツ充御頼候ニ付、宝曆御例通、当所ノ直ニ江戸表十三日刻、以飛脚差越

候事

一、下向之長崎奉行、来廿五日本屋瀬泊之由、中沢半右衛門(黒崎宿代官)ノ申出ル

長崎奉行

江戸表

八月十九日 小雨

一、当所滞留ニ相成

一、三使之例之通相勤、近藤殿逢有之、挨拶等有之候事

木屋瀨泊

一、下向長崎奉行、来廿六日木屋瀨泊二付、御巡見使方自然夫^レ迄御滞二相成候ハ、御出会共ハ有之間敷、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）曾我（巡見使）殿用人迄及引合候処、其頃迄ハ滞不申、廿三日四日間二ハ出立いたし候由、乍然天气相二而御滞二共相成節ハ、御挨拶振之儀及引合候処、たとひ其通相成候共、御挨拶振等ハ無之処ニ相心得、於致詮議右等之儀有之候ハ、早速孫左衛門へ通達可致之由、用人及及噂候事

右二付、如何御手数も無之処ニ相成候事

八月廿日 曇天 折々小雨

滞留

巡見使用人

一、当所滞留二相成、毎々通安否為伺、夫々相勤候事

一、巡見使方用人名元、左二記

曾我又左衛門殿用人

池田乙右衛門

同

関 真平

大久保勘三郎殿用人

下沢喜多録

同

安藤吉右衛門

近藤勘七郎殿用人

桑原栄蔵

小野東馬

メ

安否伺

黒崎滞留

妙見崎

上田
中田

八月廿一日 晴天

一、三使共当所滞留ニ相成
一、手前儀少々不快ニ付、安否為何不罷越段不差上、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 及及噂候事

八月廿二日 晴天

一、当所滞留ニ相成、少々不快ニ而三使えは不相勤
一、当所滞ニ付、其段福岡表え申越居候得共、未何たる御下知も無之ニ付、当所滞留ニ相成候段御承知被遊、御使者は御断ニ付孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 今取繕、御使者相勤様申談置
一、妙見崎出方名元并小船頭名元共、乗船之節孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 差出候様申談、名付相渡ス

一、大久保(巡見使) 殿用人今肝煎え相尋候、左之通
黒崎ニ而、二ノ御本陣御用人今尋之ケ条

覚

一、此辺 上田壱反ニ付 御徳何程納候哉
一、同 中田 右同 右同断
一、右同 下田 右同 右同断
一、 上島壱反ニ付 御徳何程ニ候哉

大豆納

但、大豆納ニ候哉、麦納ニ候哉、又は代金銀ニ而納候哉之事

一、 中 右同断

一、 下 右同断

一、米壹俵何斗入ニ候哉

一、大豆も右同断之事

右之通、御用人ノ御尋御座候間、御書人可被遣候

二ノ御本陣 肝煎

八月廿二日

御郡屋

御役所

一、右之通相尋候付、左之通可差出由、宅右衛門（神屋 郡奉行 二〇〇石）ノ申出、尤御下向之節も
出居候間、其通ニ而相認候様ニと申出ル

覚

上田

一、上田壹反ニ付 米五斗六升七合程

中田

一、中田壹反ニ付 米四斗五升七合程

一、下田壹反ニ付 米三斗六升七合程

一、上田壹反ニ付 大豆三斗三升三合程

口米

長崎奉行下向

小倉泊

黒崎休

一、中壺壹反二付 大豆貳斗六升六合程

一、下壺一反二付 大豆壹斗八合程

右現大豆上納仕候、不作之年柄ハ間々ハ代銀納も仕候事

一、米壹俵三斗三升入

一、口米 壺石二付三升充

一、口大豆 右同

メ

一、△中沢半右衛門（黒崎宿代官）夕左之通申出ル

以手紙啓上仕候、然は下向長崎奉行戸川播磨守殿、昨廿一日、防州花岡駅御泊、来ル廿六

日御領内御入込、御休泊左之通之由、同所之差出置候外聞之者罷帰申出候、尤右之段は、

福岡表えは直飛脚ヲ以申出候、以上

八月廿二日

覚

八月二十五日 小倉泊り

同廿六日 黒崎休

同日 木屋瀬泊

同廿七日 飯塚休

同日 内野泊

同廿八日 山家休

同日 田代

△

一、△右之段は、御巡見使御用ニ而は無之候得共、出役中之儀ニ付此記ニ記す

△印之分何つれも同様

八月廿三日 小雨

黒崎滞留

一、当所滞留ニ相成、手前不快ニ而不相勤候事

一、御用取調子、当所滞留ニ相成候段御承知被遊候付、御見廻御使者孫左衛門(建部 案内役 七〇

〇石) 相勤候様申談置候処、廿四日迄取繕、御三使共相勤候処御相応御返答有之候段、同人今申

出ル

一、助太夫(宮崎 案内役 七〇〇石) 今近藤殿出立、弥明日立成候段申出ル

一、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 今御三使方、弥明朝六ツ時乗船之趣申出ル

一、宮本帯刀(船手頭) 今申出候は、夜前久留米船手頭若松之引取居候処、船居り何分本船ニ引取

かたく候付、何卒船借具様被頼候付、浦船二艘かし候処、久留米船手頭辻三太夫今段々挨拶有之

久留米船手

下向長崎奉行

乗船之筈

二而、金子百疋進候付、段々及断候得共、何卒受用いたし候様噂致、勿論役方え申達候義ニ而も無之ニ付、受容致可申やとて相伺候ニ付、根元内分之取計ニ付受用致候様申談ル

但、右之都合ニ付而は帯刀(宮本 船手頭 三六〇石)え挨拶等致可申哉、是又相伺候付挨拶

二八及間敷由申談ル

一、夕九半時頃、福岡の急宿繼御用奉書箱来ル

一、下向長崎奉行戸川(播磨守)の木屋瀬泊、黒崎昼休ニ相成候、然は御巡見使方滞留ニ相成候付、当駅差立可申候得共、先ハ無心元可有之候ニ付、尾上四郎左衛門(六〇〇石)、御案内御使者之儀、小倉え罷越、御巡見使御滞ニ而候得共、仮成ニ御手当致置候段、演説致候様御下知申来ル

八月廿四日

一、今朝御巡見使方乗船之筈ニ候得共、風雨ニ而何分御乗船難相成由、船頭の申出候ニ付、御延引

ニ相成候段、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)申出ル

一、曾我(巡見使)殿内三宅弥次兵衛・佐藤全兵衛え、池田乙右衛門・関真平の書状箱一ツ、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)え用人の相渡候由ニ而、同人の差出ス

但、今日乗船之儀跡聞、且同役共え申越候御用向も有之由ニ付、段々致評議候処、御便次第ニ而御通過之勤ニ候、夫ニ而は着府後ニ相成可申、然は町便ニ而は自然之儀有之候而は、御無都合ニ可有之、飛脚ならハ自然之儀ニ而も、仰上可宜、為其飛脚ハ大造ニハ候得共、如何

妙見崎

之御用向ニ候も難計候付、重畳申合、何も大造ニハ候得共、飛脚〱処ニ而申合候事

一、御三使方、八半時頃乗組ニ相成候間、妙見崎え罷出、郡奉行、平助（花房 案内役 七〇二石）、助太夫（宮崎 案内役 七〇〇石）並居候処、無程曾我殿・大久保殿・近藤（巡見使）殿追々乗船、

長々滞留ニ相成候段三人衆〆挨拶有之、乗船ニ相成候付見合せ、跡〆乗船若松え着、然るニ天氣不宜、今夕ハ当所滞船ニ相成、明朝天氣次第出船之由、右ニ付而は今夕自然出船相成候節ハ、波戸場出方之頃合も不相分候付、万々一今夕出船ニ候へハ、波戸場出方不致候処ニ、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）申合候事

〇三使方、若松着船七半過ニ着船被成

一、御乗船御着船共ニ、事々御不都合之儀は無之候事

長崎奉行

一、明廿五日、小倉泊ニ而長崎奉行黒崎休ニ相成居ニ付、小倉え罷越、エンジエツ等之尾上四郎左衛門（六〇〇石）先刻〆着相待候ニ付、後方乗船之模様次第可相達段及返答、其後乗船ニ相成候間、黒崎駅ハ何之御支無之ニ付、小倉ニ而之エンシエツ相控候様、以手紙若松〆申入候事

八月廿五日 雨天 風立

若松滞船

一、風雨ニ而三使当所滞船ニ相成、天氣次第乗船之筈ニ候事

一、御右筆ハ御次第書面之通、黒崎え相滞候而宜敷候得共、当所〆福岡え飛脚差立候付、黒崎〆当

所え参ル

一、右飛脚ハ、昨日無滞乗船相成候得共、風雨ニ而当所滞船ニ相成居候段、以飛脚及言上、為其御
右筆兩人当所之参候事

一、右飛脚、郡方直通ニ被指越候様、宅右衛門(神屋 郡奉行 二〇〇石) え及掛合、返答相応ニ候事

八月廿六日 晴天 風となる

若松滞船

一、当所滞船ニ相成

一、宮本帯刀(船手頭 三六〇石) 今朝迄ハ未波荒く候得共、潮もおそく候付見合て出船ニも可相
成、其節は帯刀手元迄通達之筈候付、出船ニ相成候ハ、通達可致由申置候事

一、△神屋宅右衛門(郡奉行 二〇〇石) 今掛合左之通、中沢半右衛門(黒崎宿代官) 今申候段相届、
半右衛門之紙面左之通り

長崎奉行

△一筆啓上仕候、然は御下向長崎御奉行戸川播磨守殿、并ニ支配勘定牧民助殿、御普請役大
地鍬次郎、其外役々共今廿五日申中刻、下関今小倉へ御渡海御止宿、明廿六日御領内御入込、
御休泊最前之通之由、同所之差出置候外聞之者罷帰申出候、此段御注進為可申上、如此御座
候、恐惶謹言

中沢半右衛門

八月廿五日

神屋宅右衛門様

ノ

一、晴天ニは相成候得共、沖ハ波立強く候付、当所之滞座ニ相成候事

一、御右筆兩人共、黒崎之当所之昨日参候付、福岡之飛脚差立右相仕廻、格別御用無之付、黒崎之

今朝之引取候事

黒崎昼休

一、△郡奉行、今廿六日、長崎奉行弥黒崎御昼休ニ相成候段、御掛合申出ル

一、△郡奉行中沢半右衛門之申出候由ニ而、半右衛門之紙面相届、半右衛門之紙面左之通

△一筆啓上仕候、然は、下向長崎奉行戸川播磨殿、支配勘定牧民助殿、御普請役大池鍬

次郎、羽織格木村長左衛門・藤村弁三郎、今廿六日巳中刻頃之追々黒崎御着、昼休ニ而、

無程御出駕、人馬継等無滞相済申候、此段御注進為可申上如此御座候、恐惶謹言

中沢半右衛門

八月廿六日

神屋宅右衛門様

八月廿七日 晴天

若松出船

一、今朝五ツ時過当所出船ニ相成、今日御次第書面之通、波戸場之罷出御通船相成、黒崎之引取、

孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）儀は御領塚、境原迄罷越無滞御通過ニ相成候段、福岡之飛脚

及言上、出役之面々いつき引払候様、甚左衛門（三好 御用聞 八〇〇石）之相達、同人之口々申談、

芦屋

万々無滞相済候付、手前らは九つ半時頃黒崎ヲ立、芦屋え今夕止宿致候事

一、昨廿六日夕、使番岡田半左衛門(六五一石)着、御用状等若松へ差越、御用状ニ御巡見使方黒崎御滞留相成居候付而は、御使者事ハ御断ニ候得共、数日御滞留ニ付而ハ、御音物も可有之ニ付、右ハ被相控、御見廻一通使番岡田半左衛門儀被差立候由、御下知申来ル

久留米御船

一、昨夜、右之通之儀ニ付御右筆申合、最早久留米之御船ニ御乗込ニ相成候ニ付、御使者等之儀は御不都合可有之と申上ル、其上孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)ハ御使者相勤居候間、御不都合は有之間敷と申合ニ付、其段を以岡田半左衛門(六五一石)差返し、一席中へ御用封箱相渡、半左衛門儀は致出立候事

但、今朝出船ニ相成居候間、旁引取候様相含候、右含は若松へ相含候様申談ル

八月廿八日

青柳着

一、芦屋出立、青柳着

八月廿九日

帰宅

一、青柳出立、八ツ過時頃帰宅

九月朔日

一、馬廻頭ハ此節人馬奉行相勤候左之面々え、左之面々ハ此節事々都合能く相濟候二付、為挨拶書状差越候間、返礼等之儀竹中作兵衛（八〇〇石）引合有之候事

有村卯兵衛様 宮崎弥右衛門（二五石五人扶持）

久野作右衛門様 渡辺長左衛門

一、右之書状ハ、自分挨拶之儀二付一通り返事二相成候様申談ル

九月二日

出役之面々

一、此度出役之面々、名元一帳五番頭え差出候付、猶相違之儀無之哉、且免用方郡方吟味役申出候

様、大目付四宮（孫次郎 八五〇石）へ申談ル

付廻り医師

一、此度御付廻り之医師萩野道一ハ薬等差出候付、為挨拶金百疋大久保（巡見使 殿ハ取計有之候

由二而、御城代山内仁太夫（二〇〇〇石）ハ以書付申出、御番頭え申談ル

一、正太夫（郡 中老 四五〇〇石）殿、左之通切紙相達

貴殿事、御巡見使御通路相濟候付、御目見被仰付候、明後四日五半時、御屋形え可被罷出候、

以上

九月二日

一、手前儀、一昨日致帰着候付、右之節ハ召二而、致大儀候段御直々御意被遊候事

御目見

九月四日

一、此度、御巡見使無滞通路相済候付、一席之裏判役迄於御座間御目見被仰付、御意之儀、正太夫
(郡 中老 四五〇〇石) 殿之被申渡、御直ニも御意之程候事

右ニ付御礼、奥頭取迄申上候

御意書、左之通り

一、御帰路御用相勤之面々、明日、正太夫(郡 中老 四五〇〇石) 殿面調被致候由、名付被相渡候
付、五番頭之相渡

宰府御宿

付札間違

手許不行届

一、去月十日宰府御宿之節、御旅宿致相違、然処致詮議候様、郡奉行之御用聞之相伺候処、御用聞
之付札間違ニ之差変候儀と相見へ候、郡奉行之致手紙候付、此通宜敷可有御座哉、一席間えも
相役居候儀共ニ而ハ無之哉、自然ハ手許不行届之儀共ニ而ハ無之哉、五番頭之掛ヶ致詮議候処、
一向御宿之儀は何出ニ相成居不申由、五番頭之申出ル、左様候ハ、御用聞之手許不行届儀と相見
へ候事

九月五日

一、御案内役三人、最早御用無之候ハ、平勤御免之儀取計可申、郡徳左衛門(七二〇石)之申出
候付、最早御用も無之ニ付、御免取計ニ相成候様申談ル

御目見

九月九日

一、御巡見使御用相勤候面々、未相済候付、来十五日御目見可被仰付哉、明石兵右衛門（一七〇石）を以相伺候処、来十五日被仰付候旨被仰出候付、其趣正太夫（郡 中老 四五〇〇石）殿へ申達置候事

九月十日

一、御巡見使御帰路相済候付、御用掛り之面々来十五日可被仰付候、正太夫（郡 中老 四五〇〇石）殿引合之上、明石兵右衛門（一七〇石）を以相伺候処、十五日被仰付之旨被仰出候、右二付在役之面々早々出福致候様、郡奉行神屋宅右衛門（二〇〇石）へ申談、若松住之小船頭へも出福致居候様、船手頭へ申談置候事

小船頭

九月十八日

御目見

一、御帰路相済候付、諸役中御下向之節之通、御目見へ被仰付候事
一、此度御用向相勤候面々、名簿之儀申出候様、大目付立花へ申談ル

十一月七日

案内役

一、御案内役之面々え、兼而相含置候之書付、何方々二而差出候哉申出候様、大組頭へ談置候処、左之通申出ル

左右村付

家老用人

道程

御宿亭主

孝人之覚

古城跡

流罪人

覚

一、御通筋左右村付 三冊

一、御家老御用人御名付 三通

一、松崎駅へ若松迄道程二付 三通

一、御巡見使御帰路御出役御用人并郡奉行書付 三通

一、御領中御案内罷出候名付 三冊

一、御三使御領中御宿亭主名付 三通

右、於松崎壺通充、御三使え差出申候

一、孝人之覚 三冊

一、寺社御寄付有之分之覚 一通

一、御国中古城跡之覚 一冊

一、島々田畑有之分高付、并他国え出ル口々番人之覚 一冊

一、流罪人并牢人之覚 一冊

右、於宰府、曾我殿え差出申候、以上

建部孫左衛門(案内役 七〇〇石)

孝人

一、御巡見使御帰路御道筋左右村 一冊

右は建部孫左衛門(案内役 七〇〇石)松崎え持参仕、御三方え夫々差出二相成

一、孝人之覚 一冊

一、寺社御寄付有之分覚 一冊

古城跡

一、古城跡之覚 一冊

一、島々田畑有之分高付、并他国え出候口々番人之覚

一、流罪人之覚 一冊

右大久保勘三郎殿御帰路、於黒崎駅、御望二付差出申候

花房平助(案内役 七〇二石)

覚

一、孝人之覚 一冊

一、寺社御寄付有之分覚 一冊

古城跡

一、古城跡之覚 一冊

一、島々田畑有之分高付、并他国え出候番人之覚 一冊

流罪人

一、流罪人之覚 一冊

右近藤勘七郎様御帰路之節、黒崎駅二而御望二付差出申候

宮崎助太夫(案内役 七〇〇石)

【2】日記の【表紙】

天保九戊戌年 御巡見使御帰路御付廻り相勤候節日記

【本文】

八月月八日 晴天

東小田泊

一、六時供揃二而五ツ時過比出宅二而、新屋二而駕籠二而、夫分歩行、ざし(羅網)ヤの隈二而休、関屋分乗輿、宰府天満宮え参詣、けん(檢校)業防二而昼休、弁当之節、とうふ・吸物出す、同所出立、六本松通り、六本松下り口二而駕籠、文内〔佐熊 小姓〕二稲子(備前イナ)二足喰せ、夫分直二東小田村庄ヤウ次郎と申者方え七ツ半過比着、止宿、側役久兵衛〔吉川 御側〕・市作〔佐伯 御側〕・佐助〔木原 右筆〕
(毒酒)ね酒之節、善兵衛〔小西 取次役〕初酒相伴致させ也

一、夕、神屋宅右衛門〔郡奉行 二〇〇石〕・阿部文兵衛〔右筆 一五石三人扶持〕・牧市太夫〔右筆〕
 参り

一、惣市〔取次役 小西善兵衛下〕二ひき喰(カエル)せ候と、足輕曾六〔山崎 荷才料足輕〕と申者戸之すきま分

ひき喰せ

酒相伴

稲子

宰府天満宮

東小田

見居処、足輕之七次〔山崎 押上足輕〕、夫々見候様曾六申候処、見居候処、雪隠之由二じよう二而、雪隠と申儀氣付候由也

八月九日 晴天後小雨

東小田

右同〔東小田泊〕

一、朝飯後、花房平助〔案内役 七〇二石〕・阿部〔文兵衛 右筆 一五石三人扶持〕・牧〔市太夫 右筆〕入来有之

一、髪月代中二文内〔佐熊 小姓〕呼出、指図等致させ候也

一、宮崎助太夫〔案内役 七〇〇石〕・神谷宅右衛門〔郡奉行 二〇〇石〕入来

青ひき
しょうゆう
一、庭二池有之よし、鮎入居二付、少々釣せ候得共不宜、青ひき（音カエル）釣上候を文内〔佐熊 小姓〕二生二而喰せ、しょうゆう付やき二而二ツ喰、忝ツハ善兵衛〔小西 取次役〕召連居候宗市〔惣市 小西善兵衛下〕と申者え喰せ候処、大悦二而喰、以後つえ之手数致させ候也

一、当所千石余之由、宅右衛門〔神屋 郡奉行 二〇〇石〕咄有之居候也

一、到来之梨有之付、善兵衛〔小西 取次役〕御側廻り呼出し頂戴等致させ、以別儀文内〔佐熊 小姓〕も右同断也

松崎駅

一、松崎駅分孫左衛門〔建部 案内役 七〇〇石〕当所え六時過着、直二麻上下之俣入来

一、神屋〔宅右衛門 郡奉行 二〇〇石〕ハ、御用事有之二付呼二遣候付入来有之

夜食
柿
一、夜喰之節、文兵衛(阿部 右筆 一五石三人扶持)・市太夫(牧 右筆) 酒認等差出也
一、亭主宇次郎が為なくさミ柿十五遣候也

八月十日

宰府泊

宰府泊

松崎
一、巡見使方松崎駅へ追々入込二付御境迄罷出二付、七時過出立二而馬市村二致着荷、忠太夫殿家
来馬乗格之者^(其味)□□也、名覚左二記ス

岡部弥右衛門

御境
一、御境迄罷越候道筋、小川小キ橋有之二参掛り候処、夫之者二拾人計も集、駕籠之左右二手を掛

無滞渡ル

二日市
一、二日市、二葉屋九兵衛と申者方二而弁当相仕廻也

宰府
一、宰府え七時過比着、米屋仁右衛門と申者方え止宿いたす

一、御着、早速御右筆参ル

一、御案内役三人、神谷(神屋 郡奉行 二〇〇石)・三好(甚左衛門 御用聞 八〇〇石) 入来有之候事

一、今夕、側役左助(木原 右筆) 御断申上候

一、曾我殿(巡見使) 家来一人先二着候而、金子三両二歩所望致候付遣し候由、風説有之居候也

金子所望

秋月泊

八月十一日

秋月泊

甘木屋

一、大久保殿（巡見使）六半時過、出立ハ四分下り、追々出立有之付見合候ハ、天満宮參詣直ニ出立、二日市庄ヤ大賀謙作小休、夫令石櫃之酒屋万屋え小休、八半時比秋月着、甘木屋喜三右衛門止宿

一、御右筆三人入来有之也

一、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）入来有之也

女中まさ

一、十五歳ニ相成候女中まさと申者也、たいぶん気まへ之宜き女也、たいぶん宜き女也

一、栗田ニ而野立いたす

一、神屋宅右衛門（郡奉行 二〇〇石）入来有之

一、当所ニ而曾我殿（巡見使）旅（宿 脱カ）ハ会所、大久保殿（巡見使）旅宿ハ大龍寺、近藤殿（巡見使）宿ハ伊勢屋善左衛門也

一、宰府□ニ而下女有之候女十六歳、名ハおよね也

一、吉田斎宮・吉田静馬・吉田縫之助・田代喜助・田代彦助、宿為見仕罷越候由、斎宮えは対面いたす

一、御側役佐助（木原 右筆）・市作（佐伯 御側）兩人也

一、当所は、かハ一向居不申付、かやなしニ相仕廻、併今夕別而さむき由咄居申候也

一、武士小路ハメ切り居候由、風説有之居候也

蚊帳

飯塚泊

秋月出立

八月十二日

飯塚泊

一、大久保殿(巡見使)六半時出立、追々秋月出立ニ付見合出立、九半過時飯塚着ニ相成

一、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)・平助(花房 案内役 七〇二石)・甚左衛門(三好 御用聞 八〇〇石) 御右筆入来

一、秋月之桜ヶ瀧とて瀧有之、凡重兵衛〔尾池十兵衛 納戸方〕之略図有之

一、はし(土師)と申所ニ而小休いたす

天道町

一、天道町ニ而弁当相仕廻候事

御茶屋

一、御巡見使宿ハ、曾我(巡見使(殿 脱カ)御茶屋、大久保殿(巡見使)中ノ茶屋、小四郎(巡見使 近藤勘七郎の誤カ)下ノ茶屋善兵衛と申者方也

一、桜ヶ滝と申所絵図之通之穴有之、入り四尺計りも有之由、文内〔佐熊 小姓〕見届候而咄致居候事

一、首頭征右衛門為見廻参ル

一、昨日首頭ハ為見廻使管候事

一、△旅之宿為見廻、□□家老為挨拶使遣候、且又鵜沼源吾分も使遣す

此△印、昨日之処ニ入也

一、曾我殿(巡見使)用人池田乙右衛門と申者、至而とふ□□^(虫喰)之者之由□□^(虫喰)

博多中島橋

酒・鶉

飯塚泊

野犬

若松乗船

生鮎

側寝

一、飯塚泊所、向町古賀屋庫平

一、御側役久兵衛〔吉川 御側〕・市作〔佐伯 御側〕・左助〔木原 右筆〕かや無シニ而相濟

一、博多中島橋程之橋有之、川船杯段々見へ居申候之事

一、賀麻〔嘉麻〕・穂波郡、両郡大庄ヤ中分酒・鶉遣候付致受用、□兵衛初頂戴致させ候事

八月十三日

飯塚泊

一、巡見使方滞留ニ付相滞候也

一、二日市・宰府、当時犬ニ札付居候間致詮議候処、巡見使ニ付而は野犬ニ候へはエタころニ付、犬事ハかい犬と処ニ而札付居候由、委細ハ不相分候也

一、甚左衛門〔三好 御用聞 八〇〇石〕・孫左衛門〔建部 案内役 七〇〇石〕・御右筆二人御用ニ而入
来有之候事

一、当所分若松御乗船迄之御次第を日々ニ書させ候也、左助〔木原佐助 右筆〕エ

一、夕、宅右衛門〔神屋 郡奉行 二〇〇石〕・孫左衛門〔建部 案内役 七〇〇石〕・御右筆入来有之也

一、甚左衛門〔三好 御用聞 八〇〇石〕分致到来候由ニ付、よき遣由ニ而生鮎来、善兵衛名当也

一、河合誠〔火消役 八〇〇石〕為見廻入来有之也

一、御側寝、市作〔佐伯 御側〕・久兵衛〔吉川 御側〕・左助〔木原佐助 右筆〕也

飯塚泊

八月十四日

飯塚泊

一、巡見使滞二相成

一、岡源市と申者今よふかん一箱小箱為見廻遣候二付、御側二而何つれ頂戴致させ候事

一、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石)・助太夫(宮崎 案内役 七〇〇石)、御右筆何れも御用ニて入

来有之

一、亭主今遣し候由ニ而、柿少々遣候付、是又同様御側ニ而頂戴致させ也

一、三使例之通相勤也

一、河合誠(火消役 八〇〇石)今為見廻、菓子一箱進物有之

一、甚左衛門(三好 御用聞 八〇〇石)今為見廻、餅小豆并御供之物供えも酒進物有之

一、誠(河合 火消役 八〇〇石)今菓子遣二付、為挨拶生鮎十遣之候也

一、裏二鶴之形之木有之候付、所望いたし度、久兵衛(吉川 御側)今及相談候処、不用二付可遣由

二付所望いたす

八月十五日

飯塚泊

飯塚泊

一、巡見使滞二相成

ご(基)

一、久兵衛〔吉川 御側〕・市作〔佐伯 御側〕、御側二而(基)打せ、致見物候也

一、阿部文兵衛〔右筆 一五石四人扶持〕・牧市太夫〔右筆〕 入来有之候事

一、孫左衛門〔建部 案内役 七〇〇石〕・誠〔河合 火消役 八〇〇石〕 入来有之候也

一、文内〔佐熊 小姓〕 え生鯛一尾喰せ致見物候事

なぞ 御側之物共(ご)二なぞとかせ候也

但、別紙有り

八月十六日

一、当所三使出立二相成候付、例之通跡を罷越、左之通小休・昼休二而、七半時比黒崎着

小休

黒崎着

後 木屋瀬

柏屋 新次郎

同 鶴田村

尾勝

昼休

直方町

直方町

米屋 平兵衛

小竹

小休

小竹

前 龍徳屋 兵左衛門

一、右之通小休・昼休候、七半時頃黒崎着

一、直方川渡船出之節、笹森至而宜敷不及心配候事

一、馬杉喜兵衛(八〇〇石)、大組火消役持馬、今朝病馬ニ而致落命候由、早ひとか申也

一、黒崎ニ而宿、田町、竹井屋藤六と申者也

一、木屋瀬柏屋新次郎方え小休いたし、出立致(虫喰)「雨降出ス」

一、(虫喰)門・孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石・助太夫(宮崎 案内役 七〇〇石・甚左衛門(三

好 御用聞 八〇〇石)・馬杉喜兵衛(火消役 八〇〇石)・梶原源十郎(浦奉行 一三〇石)・御右筆入来

有之也

三使宿

一、三使宿左之通

曾我殿 御茶屋

大久保殿 八幡屋 庄次郎

近藤殿 関屋 孫七

直方川

黒崎泊

八月十七日

一、当所滞二相成

置鮎次郎助

一、置鮎次郎助（小船頭 一七石五人扶持）、小船頭参ル

一、昨日、昼後夕降、夜前、終夜降、今朝夕快晴いたす

一、□田宮大宮□夕勤用安全之札守□□□□^(虫喰)

朝飯後

一、朝飯後、三使え例之通相勤候事

一、甚左衛門（三好 御用聞 八〇〇石）・孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）・平助（花房 案内役 七〇

二石）・助太夫（宮崎 案内役 七〇〇石）・宅右衛門（神屋 郡奉行 二〇〇石）・御右筆、入来有之

一、甚左衛門（三好 御用聞 八〇〇石）夕鶉一重進物有之ニ付、甚左衛門・御右筆二人認酒出ス

一、御巡見使方も今夕ハ酒等用有之候由、す、き之さし^(鹽)ミ等と申儀也、三組盃を借ニ参候由、甚左

酒・さしミ

衛門（三好 御用聞 八〇〇石）咄有之候也

一、甚左衛門（三好 御用聞 八〇〇石）^(巾着)きんちやく之根付ニ、至而面白キ入居候を見せ有之候也

黒崎泊

八月十八日

黒崎泊

一、当所滞ニ相成

一、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 入来有之候也

一、三使え夫々相勤、近藤殿(巡見使)え参居内、久留米御家中船頭頭之由、辻三太夫とか申仁、

左助(木原 右筆)供、朝之間ニやつこニ承り候由也

一、梶原源十郎(浦奉行 一三〇石)・御右筆二人、入来有之也

一、当宿庄屋喜助ハ酒肴遣す

一、中沢半右衛門(黒崎宿代官) 御用ニ而参候処、手前ハ下紐ニ而、同人ハ帯紐ニ而始終相仕廻候也

一、夜喰後、甚左衛門(三好 御用間 八〇〇石) 入込、少々なぞとき、し、ハどこだよのけん有之、

且又同人所持之たもと時計借受候事

一、誠(河合 火消役 八〇〇石) ハ 〔^{虫喰}〕 ハ 菓子、御側之面々え頂戴致させハ、当所庄屋ハ遣候酒肴、是

又御側之面々頂戴致させ候事

酒肴

なぞとき

黒崎泊

八月十九日

黒崎泊り

一、当所滞、毎之通相勤候事

はまぐり

- 一、御右筆二人入来有之
- 一、昨夜少々雨降、九ツ時頃晴ル
- 一、甚左衛門〔三好 御用聞 八〇〇石〕夕初たけ二はまぐり一鉢、進物有之候事
- 一、甚左衛門・孫左衛門〔建部 案内役 七〇〇石〕御用二而入来有之候也
- 一、梶原源十郎〔浦奉行 一三〇石〕入来
- 一、夜喰後、甚左衛門〔三好 御用聞 八〇〇石〕入来有之、様々咄等有之也

八月廿日

黒崎泊

黒崎泊り

- 一、当所滞り二相成、例之通相勤候事
- 一、孫左衛門〔建部 案内役 七〇〇石〕・御右筆入来有之也
- 一、甚左衛門〔三好 御用聞 八〇〇石〕夕入来、暫く咄等有之也
- 一、夕、文内〔佐熊 小姓〕・左兵衛〔徳重 小姓〕呼出、咄等致させ候事

八月廿一日

黒崎泊り

少々不快

- 一、当所滞、雨二相成、手前昨日来少々不快二付三使不相勤候事
- 一、孫左衛門〔建部 案内役 七〇〇石〕・御右筆入来有之候也

一、少々不快、用心薬、今日分のミ候也

一、宮崎助太夫(案内役 七〇〇石) 入来有之也

一、甚左衛門(三好 御用聞 八〇〇石)・宮本帯刀(船手頭 三六〇石) 入来有之候也

八月廿二日

黒崎泊り

一、当所滞ニ相成、手前ハ少々不快付不相勤候事

一、梶原源十郎(浦奉行 一三〇石) 参、次迄申置、御右筆参

一、甚左衛門(三好 御用聞 八〇〇石) 匂うなき味噌つけ一重進物有之候事

一、甚左衛門・孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 入来有之

一、^(黒巻)□^(黒巻)二十五小倉あめ為土産持帰筈ニ候而、^(黒巻)□^(黒巻)□^(黒巻)□^(黒巻)入外、鶉持帰筈ニ候得共、青柳ニ而求置候

之事

一、神屋宅右衛門(郡奉行 二〇〇石) 入来有之候也

八月廿三日

黒崎泊り

一、当所滞ニ相成、手前ハ不快ニ而不相勤候事

うなき

小倉あめ

黒崎泊

黒田宮

一、荻野道一（医師本道 二〇石六人扶持）、此度為付廻当所相控居候間、不快見せ候処、全く手輕由申候

一、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）入来有之也

一、黒田宮へ代参、喜三・重兵衛（尾池十兵衛 納戸方）相勤候事

一、花房平助（案内役 七〇二石）・御右筆入来有之候也

一、黒田宮へ十兵衛（尾池 納戸方）参候処、十兵衛名のり居所、歳杯承之候由也

一、三好氏（三好甚左衛門 御用聞 八〇〇石）入込候事

一、宮崎助太夫（案内役 七〇〇石）入込有之候也

一、夕、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）・甚左衛門（三好 御用聞 八〇〇石）・御右筆入来、酒等

差出、尤孫左衛門えは早引也

一、夕、福岡へ宿継到着

八月廿四日

若松泊

若松泊り

一、今朝、乗船之筈候得共、風雨ニ而延引ニ相成

一、今朝乗船之処ニ而、七時頃目覚ニ而身仕廻相仕廻認中ニ、御延引之段、孫左衛門（建部 案内

役 七〇〇石）申出ニ付、六時頃分又々寝候而、四過頃目覺いたし、未雨戸明不申内、御右筆参、

今朝乗船

雨戸

雨戸か明キ候を見うけ候而宿ニ参候付、早速致目覚、呼ニ遣候也

一、江戸え十三日飛脚差立候、然二飛脚之者は爰元今直ニ立、全くふひ之儀ニ而宿えも不通出立いたし候

脇道かけぬけ

一、八半時比当所出立、乗船ニ相成、然ルニ塩時宜敷ニ付、只今御乗船ニ相成候而宜旨、船方今三使え申上候而、致出立可宜と助太夫(宮崎 案内役 七〇〇石)申上ル、参候処、只今御乗船宜由申出ニ付、装束等相仕廻居候而、直ニ致出立候処、最早曾我殿(巡見使)出立ニ相成居候間、致脇道かけぬけ候処、間ニ合ひ候得共、外道をかけ大心配いたすハ、今朝十兵衛(尾池 納戸方)・文内(佐熊 小姓)妙見崎え為見分参候節、右之脇道しり居ニ付宜敷、無左もハとても間ニ合ひ不申、以後心得有へき儀也

妙見崎

但、右之都合ニ付、六尺ハ小道をかけ、嚙々心配致たると相考へ候間、今夕・明夕ニ掛ケ酒なり共のませ候様、十兵衛(尾池 納戸方)え申談置

一、三使乗船後、見合せ、手前乗船いたし、若松ニ而上り場之都合之ため、脇坂豊八と申郡方付之者耆人乗せ組候也

若松波戸場

一、若松波戸場出張場之脇ニ二階屋有り、それニ当時在宿いたし候事

一、若松滞船ニ付、中町米屋勝右衛門と申者え止宿いたし也

一、(庄巻)五郎右衛門、当所出役いたし居間、安否為尋参る

一、(奥巻)今降つ、き、乗船之比今降やミ曇天也

酒

若松家数

若松泊

北風吹
娘十五

一、石井太郎助・石井権助（小船頭 一〇石三人扶持）為安否尋参る

一、六尺之者、今日致出精候付酒等取計候様、十兵衛〔尾池 納戸方〕え申付置候得共、理之、酒等

二而はあつさも不相持居ニ付、酒代之方可然と申合候由ニ而、百疋遣可申段善兵衛〔小西 取次役〕

合申出ル

一、今日、何か都合宜敷相濟付、善兵衛〔小西 取次役〕初、御側御小姓を呼出、酒等のませ候事

一、宿、米屋勝右衛門と申者ハ、船式艘持、高五百石余之船

一、若松総家数、大体三百軒計之由

一、当所滞船ニ相成候付相滞候、其段□崎□新平□□候間、同人ハ其比申遣ニ付、夜具を取寄、徳

平付添、夕八時頃□着

一、黒崎宿えは新平〔萩原 御側〕・足輕曾六〔山崎 荷才料足輕〕と申者残置、□も同様残置也

八月廿五日

若松泊り

一、若松滞船ニ相成、手前当所滞し

一、夜前合風烈しく、今朝合雨ハ降ヤミ候得共、北風吹つ、き、とても出船之天和ニ無之候事

一、着^{宿カ}之か、至而しゃうもん、三十計、娘はかなり有之、名おこうと申也、歳八十五也

となりの娘

一、となりの娘ハ、おふさニ能くにておる由也、地藏山ニ居候女ニ能くにたり

一、阿部文兵衛(右筆 一五石四人扶持)・牧市太夫(右筆)、黒崎夕七時過比当所着、参ル

一、孫左衛門(建部 案内役 七〇〇石) 入来有之候也

一、昨日、妙見崎出立之節、牽キ馬牽せ、若松えは牽せ可申、黒崎え何つれ引取候様残置候事

一、神屋宅右衛門(郡奉行 二〇〇石)、安否為尋入来有之也

一、昨夜は、当所滞之心得ニ而も無之二付、夜具等不持越ニ付、黒崎着^(宿ッ)え取ニ遣候間、当所之夜具

ニ而相仕廻、小夜具ハ持せ居候間、彼是ニ而相仕廻候事

一、当所ニエビス有り、朝飯後相願参詣、何とか内右衛門、此節旅行之節汐井請候間、夫を重兵衛

(尾池十兵衛 納戸方)ニ相頼ニ返し候由承り

妙見崎

一、昨日、妙見崎ニ罷出候節、曾我殿(巡見使)下乗段々挨拶有之、頃日手前少々風邪氣ニ有之候

挨拶

段挨拶有之、大久保殿(巡見使)えは下乗なし、戸前引一通り挨拶有之、近藤殿(巡見使)ハ步行

ニ而曾我殿同様段々挨拶有之候

八月廿六日

一、昨日今之風とれ、晴天ニ相成

一、宮本帯刀(船手頭)御用ニ而参、申置候也

一、壹軒となり之娘ハ、まきニ能くにてうり二ツニ割り候様なる、能くにた者也

となり之娘

置鮎

酒

小女

極々内分

一、晴天ニ相成候得共、沖ハ波立強ク候付、滞船ニ相成

一、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）・助太夫（宮崎 案内役 七〇〇石）入来有之候事

一、置鮎次郎助（小船頭 一七石五人扶持）安否為尋参、申置候由

一、夕、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）参候付、酒等差出ス

一、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）宿ニげいこ（寄上）、小女等参、しやく（前）等いたし候由也

一、持込居候煙管・腰差、たこ入ハつぎハけ、さしハあ□、十兵衛〔尾池 納戸方〕え極々内分ニ而遣候事

○此度、先ツ無滞相濟、誠ニ妙見崎出方之節、重兵衛〔尾池十兵衛 納戸方〕致出精、都合宜相濟候付、内分ニ而遣也

八月廿七日

一、今晚八ツ時頃、壹番貝立、六ツ時過頃式番貝立、同時頃三番貝立、三使共出船ニ付波戸場出方

但、波戸場御通船之節、曾我殿（巡見使）・近藤殿（巡見使）えは扇子ニ而御請有之、大久保殿（巡見使）其儀なし

黒崎

一、宿え一旦帰り、夫々松ニエヒス有り、致参詣候処、老人之神主出也、取扱は老人也、少々致見物、乗船、黒崎え四ツ半時頃着、然処先日之宿ハ下向御座候処ニ付、引吉屋幸助と申者方休、其頃孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）境原分引取、入来有之候事

うたい二番

菓子一箱

酒のませ

万々相済
芦屋町

一、御右筆兩人、平助(花房 案内役 七〇二石)・甚左衛門(三好 御用聞 八〇〇石)・宅右衛門(神屋 郡奉行 二〇〇石)・梶原源十郎(浦奉行 一三〇石) 参、いづれも今日出立之由、福岡へ飛脚差立事ニ相済候付、御右筆兩人へ酒出居候内、神屋(宅右衛門 郡奉行 二〇〇石) 参掛り、酒等飲ませ候事

一、万々相済、九半過頃出立、吉田のきりふ通、吉田村米屋善六え小休、山家(山家)の乗船、芦屋え六時頃着、芦屋町庄屋与四郎と申者方也

○何とか与四郎、曾我殿宿之由也

一、此節、数日滞留ニ付、能之青木文之進か御使者、御菓子一箱之仕付ニ付、急々罷帰宜申上候様申付、以別儀よい御酒のませ候事

一、今夕ハ此節万々相済事ニ、妙見崎出方之節、都合能相済候事ニ付、善兵衛(小西 取次役) 初、御小姓共迄も御酒のませ候也

一、黒崎宿吉井屋藤六と申者、総体心得方宜、末々迄も取扱宜ニ付、宿挨拶等入念之様、至而悦、菓子一箱差上度由ニ而差上候事

一、御右筆ハ植木泊之由、道筋為楽ミ、吉井屋藤六の差上候菓子一箱、市兵衛手紙添ニ而遣候事

一、馬少々乗、至而宜敷候事

一、善兵衛(小西 取次役)、下次ニ而またく之立□いたす

一、登兵衛(大塩 小姓)、うたい二番うたハせり事

一、甚左衛門（三好 御用聞 八〇〇石）ハ植木泊り、孫左衛門（建部 案内役 七〇〇石）ハ底井野泊り、御右筆ハ甚左衛門同宿之由也

八月廿八日 晴天

芦屋

赤間

畦町

青柳

土産 鶉

箱崎

帰宅

汐井

一、六半時頃芦屋出立、浜手ニ下り、海之模様少々致見物、夫々ぬか塚村入口、秋竹秀氏と申医師之方え小休、六合、十兵衛〔尾池 納戸方〕山田村氏寺宮参詣、神主秋竹むつ之守と申仁也、夫々赤間駅吉井屋専兵衛と申者方ニ而昼休いたし候事

一、吉井屋ハ此度御巡見使下向之節、近藤殿（巡見使）旅宿ニ相成候由

一、畦町ニ而大意村庄屋幸吉と申者方ニ而小休、夫々上西郷村小名陣原と申所、此度御巡見使下向之節、立場ニ相成候跡ニ駕籠立候、夫々青柳駅町茶屋、木戸勝と申者方え七ツ時過比着、止宿いたす

一、先行、久兵衛〔吉川 小姓〕也

一、為土産持帰り候鶉、当所ニ而相求候事

八月廿九日 雨天 帰頃降やミ居申

一、五時頃青柳出立、浜男庄屋興三と申者にて昼休、夫々箱崎町方家次郎助と申者小休、八ツ時頃帰宅いたす

一、今日は箱崎汐井ニ而、参詣人等有之ニ付、為代参新平（萩原 御側）相勤

一、青柳駅ハづれハ降出、箱崎着頃ハ帰宅迄ハ晴天

供廻り

御巡見使御付廻二付、供廻り左之通

絹羽織着
同 中小姓 四人
陸士 三人

駕籠 六人

鎗 一人

鉄箱 一人

長柄傘 一人

牽馬口付

兩人

沓籠 一人

笠籠三荷

三人

竹馬二荷

兩人

押上 一人

✕

絹帶着用

頭取 一人

乗掛ケ 一人

供之面々

先行

鎗持

中小姓 壹人

小頭 壹人

荷才料 壹人

駄荷 二疋

供之面々名元左之通

取次役 小西善兵衛

納戸方 尾池十兵衛

御側 萩原新平

先行此内分參

吉川久兵衛
佐伯市作

木原佐助

右筆 佐熊文内

大塩登兵衛

徳重左兵衛

小姓

△此処ニ入ル

馬笹森栗毛

口付

孫助

勘七

長柄傘

吉右衛門

草履取

大藏

押上足輕

山崎七次

荷才料足輕

山崎曾六

駕籠之者

籾右衛門

吉次

善五郎

善市

源次

広島之者

久右衛門敷

善兵衛下

惣市

沓籠

総右衛門

鎗持 恵吉

鉄箱 利平

小頭 △勝野徳平

【補足史料】 天保九年 『御巡見使付廻相勤候節

絵図類』(「三奈木黒田家文書」一八五三号)

黒田溥整が久留米藩との境、東小田村で巡見使を迎えた時の絵図。「御境石」の左手に「筑後御役人控所」(久留米藩役人)があり、右手に「御国御役人様御控所」(福岡藩役人)が描かれている。「御手水所」の便所もあったことが分かる。

